

令和 3 年

第 1 回東栄町議会定例会 会議録

(第 4 日)

令和 3 年 3 月 1 7 日 (水)

令和3年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年3月17日（水） 開議 午前10時00分
閉会 午後 3時30分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 （8名）

<u>1番 伊藤 芳孝</u>	<u>2番 森田 昭夫</u>
<u>3番 山本 典式</u>	<u>4番 浅尾 もと子</u>
<u>5番 加藤 彰男</u>	<u>6番 伊藤 真千子</u>
<u>7番 伊藤 紋次</u>	<u>8番 原田 安生</u>

不応招議員 なし

<u>出席議員 1番 伊藤 芳孝</u>	<u>2番 森田 昭夫</u>
<u>3番 山本 典式</u>	<u>4番 浅尾 もと子</u>
<u>5番 加藤 彰男</u>	<u>6番 伊藤 真千子</u>
<u>7番 伊藤 紋次</u>	<u>8番 原田 安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也	参事	村松 元樹
総務課長	内藤 敏行	税務会計課長	伊藤 まり子
振興課長	長谷川 伸	地域支援課長	伊藤 知幸
医療センター事務長	前地 忠和	住民福祉課長	伊藤 太
経済課長	夏目 明剛	事業課長	原田 経美
教育課長	栗嶋 賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山 和正	書記	神谷 純子
--------	-------	----	-------

出席議員の報告

日程第 1	委員長報告	
日程第 2	議案第 2 号	東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 号	東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 5 号	東栄町子ども医療費支給条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 号	東栄町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 6	議案第 8 号	令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 1 号）について
日程第 7	議案第 9 号	令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 8	議案第 1 0 号	令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 9	議案第 1 1 号	令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 1 1	議案第 1 3 号	令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 1 2	議案第 1 4 号	令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 1 3	議案第 1 5 号	令和 3 年度東栄町一般会計予算について
日程第 1 4	議案第 1 6 号	令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
日程第 1 5	議案第 1 7 号	令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 1 6	議案第 1 8 号	令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計予算について
日程第 1 7	議案第 1 9 号	令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
日程第 1 8	議案第 2 0 号	令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 1 9	議案第 2 1 号	令和 3 年度東栄医療センター特別会計予算について
日程第 2 0	議案第 2 2 号	令和 3 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
日程第 2 1	議案第 2 3 号	令和 3 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について

日程第 2 2	議案第 2 4 号	令和 3 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
日程第 2 3	議案第 2 5 号	令和 3 年度東栄町園財産区特別会計予算について
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和 3 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和 3 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
日程第 2 6	議案第 2 9 号	東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 2 7	議案第 3 0 号	令和 3 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 8	議案第 3 1 号	東栄町課設置条例の一部改正について
日程第 2 9	意見書第 1 号	歯科保健事業を拡充し、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）の提出について
日程第 3 0		行政報告
日程第 3 1		議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はございません。定足数に達しますので、ただいまから令和3年第1回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付した日程のとおりでございます。

議長（原田安生君）

本日、町長から3月8日の本会議における発言について、行政報告の中で、特別会計を含めた町全体の予算総額の前年度対比を8.3%増のところを、8.3%減と誤って発言をしたため、発言を訂正したいと申し出がありました。お諮りいたします。発言訂正の申し出を許可することに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。よって、町長からの発言訂正の申し出を許可することに決定しました。

----- 追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第26の次に、日程第27議案第30号令和3年度東栄町一般会計補正予算第1号について、日程第28議案第31号東栄町課設置条例の一部改正について。

携帯電話、音は鳴らないようにお願いをいたします。

日程第29意見書第1号歯科保険事業を拡充し、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書案について、日程第30行政報告、日程第31議会運営委員会の閉会中の継続審査について、以上5案件が本日追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

私、今日突然唐突にこういうもの提出されたんですけども、日程26と27、28これ。

このことについて、私はちょっと読んどったんですけども、こうして今日最終の本会議にこういうもの唐突に出されて、さあ採決ということになりますので、私は反対します。

議長（原田安生君）

今、議案の何号。

3 番（山本典式君）

もう私は少なからず、内容もわかりませんが、やっぱし、少なからず前日に議会が終わった後、明日こうもの出すとか、そういうことで、前置きがあればまだしも、全然、今朝見て私ちょっとびっくりしたんですけども、それで、読めるやつは中身読んだんですけど、ちょっと読んでみたんですけど。課の設置条例やなんか、それからまた、これ 29 号から新しくなっておると思うんですけども、東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正それから、30 号、31 号、これについては、私は、上程については、反対します。

（「すいません、議長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

ちょっと私、頭整理できないので申しわけなかったんですけど。27、28 ですか。これについては、上程反対します。

議長（原田安生君）

はい。そのほかございますか。反対がありますので、ここで賛否をとります。この 5 案件の追加提案に賛成の方の挙手を求めます。

< 賛成者 5 名 >

はい。挙手多数です。よって、日程第 20 から日程第 31 までの 5 案件を追加することに決定いたしました。

----- **委員長報告** -----

議長（原田安生君）

日程第 1、委員長報告を行います。去る 3 月 8 日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思いま

す。初めに、予算特別委員長に報告を求めます。

（「議長、7番」の声あり）

はい。予算特別委員長。

予算特別委員長（伊藤紋次君）

それでは委員長報告を行います。東栄町議会予算特別委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。予算特別委員会は、去る3月11日、本委員会に付託されました議案第15号から議案第27号までの13案件を総務経済委員会、文教福祉委員会の各委員会ごとに分けて審査を行いました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部は、町長をはじめ副町長、教育長、参事、各課長等の出席のもと、慎重に審査を行いましたので、以下、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。初めに、議案第15号令和3年度東栄町一般会計予算についてを審査いたしました。歳出は款別に、歳入は全般に質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。次に、議案第16号令和3年度東栄町国民健康保険特別会計予算について、議案第17号令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第18号令和3年度東栄町簡易水道特別会計予算について、議案第19号令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について、議案第20号令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第21号令和3年度東栄医療センター特別会計予算についての審査を順番に行いました。国民健康保険特別会計予算と後期高齢者医療特別会計予算の2つの特別会計予算について、歳入歳出全般について質疑を行い、採決の結果、原案のとおり可決されました。また、簡易水道特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算の3つの特別会計予算につきましては、歳入歳出全般について質疑を行い、採決の結果、原案のとおり可決されました。次に、東栄医療センター特別会計予算は、歳入歳出全般について質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。最後に、議案第22号から議案第27号までの令和3年度各財産区特別会計予算についての6案件を一括審査いたしました。議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、6案件は原案のとおり可決されました。なお、本委員会は、議員全員で構成されておりますので、質疑の詳細は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、議案審査を行いました議論の中に、新しい診療所の名称、規模、人材確保、経営、診療所関係予算提出に至るまでの経緯について、意見、発言がありましたことをあわせて報告させていただきます。以上もちまして東栄町議会予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

予算特別委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、総務経済委員長に報告を求めます。総務経済委員長。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

それでは、総務経済委員会の審査結果を会議規則第 39 条の規定により報告をいたします。本委員会には、議案第 2 号東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第 4 号東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 8 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 11 号について、議案第 11 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号について、議案第 12 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について、議案第 13 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について、計 6 議案が付託されました。3 月 15 日の委員会審査の結果、議案第 4 号、11 号、12 号、13 号については、全会一致、議案第 2 号、8 号については、賛成多数で原案のとおり可決されました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので、質疑、討論及び採決につきましては省略させていただきます。以上で総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉委員長に報告を求めます。

（「議長、5 番」声あり）

議長（原田安生君）

はい、文教福祉委員長。

5 番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則 39 条の規定により報告いたします。本委

員会には、議案第 5 号東栄町子ども医療費支給条例の一部改正について、議案第 6 号東栄町国民健康保険条例の一部改正について、議案第 8 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 11 号についての関係分、議案第 9 号令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、議案第 10 号令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、議案第 14 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 4 号についての 6 議案と陳情 1 件の 7 案件が付託されました。3 月 15 日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、全委員が出席しておりますので、議案の質疑項目のみ報告させていただきます。議案第 8 号は、個人番号カード等関連事務委託料の財源内訳、学校給食共同調理場の国庫支出金、総合社会教育文化施設費の使用料手数料、中学校の階段昇降機設置工事について、また議案第 9 号は、県支出金の特別調整交付金について、議案第 14 号は、医師派遣に関する科目内訳、他会計繰入金、地方交付税措置と医療センターの赤字、職員給与人件費率、また関連質問として経営改善の努力、経営数値の比較と経営診断、健診事業の状況、医薬品のコロナ禍での影響についての質疑がありました。その他として、委員から保育園の夕方から夜の屋外への照明、さらに医療センター関係の整備工事内訳について、それぞれ要望と質問がありました。続いて、送付されました 1 件の陳情書について協議を行いました。協議の結果、陳情第 20 号、歯科保健事業を拡充し、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書については、採択とし、本日の本会議に追加上程いたします。よろしく願いいたします。以上で、文教福祉委員会の審査結果を報告いたしました。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

----- 議案第 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 2 議案第 2 号東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。議案第 2 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で議案第 2 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、４番」の声あり）

４番。反対ですか。

４番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論を行います。今議会の質疑では、過去２代の町長、森田町長、尾林町長が行ってきた給与削減が大幅かつ恒常的なものであったことがわかりました。森田町長は、給与条例を改正し２割削減、尾林町長はそこからさらに２割の削減を行いました。それに対して村上町長は、平成３１年の町長選挙で再選された直後に、町長給与の１０％減額措置を止め一旦満額に戻しました。令和２年４月から５％の減額を開始しました。私自身は、たった５％の給与削減ではありますが、その背景には、村上町長に対する町民の批判があったのではないかと推察いたします。今議会の初日の質疑では、この町長ら三役の給与５％減額措置を１年延長する理由について、総務課長は、三役からの申し出だとし財源不足を補う旨の答弁を行いました。ところが、委員会質疑では一転して、人事分析、職員のストレス管理という答弁に変遷しまして、私には、その目的と効果がはっきりとはわかりませんでした。過去１年間に削減した給与で、どんな施策を行い、職員の能力、パフォーマンスがどのように回復したのか、ストレスの軽減の効果があったのか、しっかり説明していただきたかったと思います。森田議員の質疑で、単年度の改定ではなく、任期を貫く恒常的な条例制定でもいいのではないかという提案がありました。村上町長の５％削減の割合は、過去２代の町長と比較して大きく見劣りします。質疑では、減額後の町長給与は月額６０万５０００円、年額１１９８万円とのことでした。１２００万円プレーヤーであるということがわかりました。町民の皆さんは、この年収額について納得するでしょうか。２期６年の村上町政のもとで、歴代町長が守ってきた東栄病院、救急医療、人工透析を失いました。さらに、北設楽郡唯一の入院施設が無くなるようとしています。医療縮小の主な理由は、赤字とか財政難などと言われます。日ごろから財源不足を連呼する町長が、年収１２００万円というのでは、厳しい行財政改革に挑む意気込みは、町民には伝わらないと思います。町民、自営業者、年金暮らしの高齢者は、この新型コロナのもとで大変苦しい生活と経営を強いられているからです。私は、本議案の影響額では、到底、町民の皆さんの思いと痛みにすり合わないと考えまして、反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、７番」の声あり）

はい、７番。

7 番（伊藤紋次君）

私は賛成です。町長等の給与の特例に関する条例の制定は、単年の減額の条例でございますが、財源は三役の報酬の自主返上であり、使途は、人事組織分析、研修業務等の組織と職員の資質の向上等を図る性質を持ち、パフォーマンスではなく、東栄町の人事、財政状況等を考察、勘案した条例改正であり適当と判断し賛成いたします。

議長（原田安生君）

はい。ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第2号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

挙手多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

----- **議案第4号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第3議案第4号東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。議案第4号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で議案第4号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

----- **議案第5号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第4、議案第5号東栄町子ども医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。議案第5号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で議案第5号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより、議案第5号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第6号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第5議案第6号東栄町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。議案第6号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第6号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第6号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第8号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6議案第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第11号についての件を議題といたします。議案第8号の質疑に入ります。初めに歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。以上で歳出を終わり、次に歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第8号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、4番」の声あり)

はい、4番。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論を行います。今議会に上程された一般会計補正予算案は、全体で1億2565万円の減額予算となりました。町の補正予算の概要によりますと、減額の主な理由は、各事業の精算見込みによるものが主とのことでありました。例えば、おいでん家支援員委託料が1000万円の減額、東栄医療センターへの繰出金が7930万円の減額であります。ところが、町は、3月3日の議会全員協議会場で、新型コロナで経営に打撃を受けているとうえい温泉に対する特例的な財政措置を行うことを報告しております。コロナの第一波から三波により地域経済は冷え込んでおります。私は町内の事業者さんから、町の支援を改めて求めてほしいと言われており、特例的な財政措置を一概に否定するものではありません。しかし問題は、町の補正予算案からとうえい温泉に投じる特例的な財政措置の全体像を知ることができないという点であります。委員会質疑では、この特例的な財政措置の内訳は、まず1800万円の納付金の免除、次に固定費904万8000円の支出、さらに温泉修繕費1553万3000円を国庫支出金に置きかえるというもので、総額にしますと4258万円に上がることが明らかになりました。しかも、特例的な財政措置のうち2つは、補正予算説明書を見ても、温泉に関する記述はなく、補正予算の概要についても確認しましたが、ここにはそもそも温泉の2文字は含まれておりません。町が、このような重要な事項、とうえい温泉に対する多額の特例的な財政措置の説明を非公開の全員協議会での口頭報告で済ませ、その全体像については、予算書、予算説明書でも明文化を避けているという点に大変な不信を持ちます。今回の財政措置には、国の新型コロナ対策の臨時交付金が使われました。私の考えでは、一旦町独自の持続化給付金やプレミアム商品券に計上された臨時交付金のその残金が、とうえい温泉の特例的な財政措置に流用されたという解釈が成り立つと考えます。村上町長はこれまで臨時交付金の使い道を町議会に一覧表として報告してまいりました。その使途の是非はここでは問いません。しかし今回の特例的な財政措置について、公文書、明文での報告義務はないと考えているとしたら大問題です。議員や町民のあずかり知らぬところで財源更正が行われていることになり、それは、行財政運営のモラルの喪失ではないかと考えます。以上で反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」声あり）

はい、1番。

1 番（伊藤芳孝君）

議案第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第11号について、賛成の立場で討論させていただきます。歳入ですが、全体としては、主に今年度の事業の実績見込み等を勘案した増減の形上や財源更正でした。コロナの関係もありまして、繰入金や町債は大きく減額、そして繰越金は一般会計の財源に充てるため大きな増額でした。繰り越しされる事業も多いですが、やむを得ないこととそんなふうに思います。歳出の方では温泉が特に上がってました。今も反対がありましたけど、株式会社とうえいへの支援であります、収益が悪くなったのは新型コロナウイルスの影響によりですね来客数が減ったため、これは避けられない状況であった事であり誰でも理解できることです。納付金の減免や固定費への補填、さらには修繕費を国からの交付金で支払うことは、現在や将来の温泉運営、継続について必要なことです。温泉は町民の健康づくりや介護予防の場であり、町内外からの来客者の消費により経済効果が生み出され、町内観光の拠点となり、さらに大きな雇用を生み出しています。現在従業員は34人だそうです。また、温泉のほうもですねコロナによるお客様減少対策として、営業時間を短縮したり、引き続き非常事態宣言中は、平日の食堂を閉店したりして、人件費や光熱費の削減に努力をいたしております。皆さんもですね、温泉も厳しいですから、なるべく利用して協力してやっていただきたいと思います。町内の事業者への直接支払いについてですが、これも出ましたが、今年度は、国からの支援や町からは休業協力金や持続化給付金への上乘せなど、各条件のもと支援が行われました。新型コロナウイルスの影響が続く、まだ苦労されている事業者もあると思いますが、今後の支援については、町も検討中のことです。今回の補正予算には、国からの交付金を活用し、一般財源との組み替えも行い、予算を効果的に活用していることから、本議案に賛成します。以上です。

議長（原田安生君）

はい、ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第8号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者6名>

挙手多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

----- **議案第9号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7議案第9号令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第3号

についての件を議題といたします。議案第 9 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 9 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 9 号令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 9 号についての件は、原案の通り可決されました。

----- 議案第 10 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 8 議案第 10 号令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号についての件を議題といたします。議案第 10 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 10 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 10 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 11 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 9 議案第 11 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 4 号についての件を議題といたします。議案第 11 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 11 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 12 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 10 議案第 12 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号についての件を議題といたします。議案第 12 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 12 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 13 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 11 議案第 13 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号についての件を議題といたします。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 13 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 14 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 12 議案第 14 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 4 号についての件を議題といたします。議案第 14 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 14 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 15 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 13 議案第 15 号令和 3 年度東栄町一般会計予算についての件を議題といたします。

（「議長、4 番」の声あり）

はい。4 番。

4 番（浅尾もと子君）

議案第 15 号令和 3 年度東栄町一般会計予算に対する修正動議を地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 16 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出しております。

議長（原田安生君）

はい。ただいま浅尾もと子君ほか 1 名から提出されました議案第 15 号に対する修正動議については、地方自治法第 115 条の 3 により、発議者 1 名、修正案と説明書を添付しているため、要件を満たしていることから動議は成立をいたしました。次に、動議提出者の説明を求めます。

（「議長、4 番」の声あり）

はい。4 番。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。修正動議の提案者として、本修正案の説明を申し上げます。本修正案は、新たな医療センター、保健福祉センター（仮称）建設事業に係る、予算、土地開発基金からの土地購入費を含めた、8億9042万8000円について、新年度予算案の歳入歳出それぞれから除外しようとするものです。第1条第1項の、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2000万円から32億2957万2000円へと改め、同条第1表の歳入歳出予算について、歳入の18款繰入金を8億6287万円から2億6044万2000円に、21款町債を4億5850万円から1億7050万円に、歳出の4款衛生費14億1623万1000円を5億2580万3000円へとそれぞれ修正し、第2条の第2表継続費及び第3条第3表の地方債についても別紙のとおり改めるものです。それぞれの詳細については、お手元に配付した歳入歳出予算事項別明細書を御参照いただきたいと思います。提案の理由について御説明申し上げます。新たな医療センター、保健福祉センター（仮称）建設事業費の予算化に当たり、町が算出の根拠としている「基本設計」の概算事業費は、現在行われております「実施設計」の結果によって変動する可能性があります。町民の税金を大切に支出するため、当該部分を予算案から除外し、改めてより正確な事業費を町議会に示した上で議決すべきものと考えことから、本修正案を提案するものです。議員の皆様には、御賛同いただきますよう心よりお願い申し上げまして、修正案の提出理由といたします。

議長（原田安生君）

ただいま提出者から説明が終わりました。これより、修正案と共に原案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5 番（加藤彰男君）

修正動議の方につきまして、質問いたします。今回のですね当初予算に計上されています医療センター、保健福祉センターの関連の費用ですね今回計上せずっていうことになりますけども、一つは、今回の医療センター、保健福祉センターの建設にかかわるこの事業、これは基本的には、整備計画のですね基本計画のところから成り立っていますけども、そういう点での町のですね全体の政策、または個別の計画のですね関連性からですね、今回のこの削除する場合、ついてですねどのように考えてみえるか説明をお願いいたします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

4 番よろしいですか。4 番。

4 番（浅尾もと子君）

御質問は、今回の修正動議によって議案から建設費用を除外することについて、全体の整備計画との関連でどのように考えるかという御質問でありました。どのように考えるかということでもありますけれども。今回の問題はですね、基本設計の段階で予算化しようという町の姿勢でありますので、私としては、町が正しい手続きを踏み、過去の保育園建設の失敗を繰り返さずですね、実施設計を行った上で正確な事業費を示すということが町としての責任であると考えますので、全体の整備計画には影響はないものと考えます。整備計画に対する私自身の姿勢は置くとしまして、実施設計を待って建設費用を計上することも、整備計画には何ら影響はないと考えます。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

一点ですね、町の方の計画はですね、1 番最高上位にあるところが総合計画ということで、これは地方自治法の中でですねそれを義務づけるかどうかは別にしても、東栄町含めてですね議決事項として、これを引き続きですね町全体の捉える計画、ある面では大きな柱であり、大きな枠組みとして認めているわけです。実際は東栄町の条例においてもですね、この基本構想についてですね独自に議決に付すべき事件としてですね定めています。今回のですね現在の第6次東栄町総合計画 2025 年までの計画の中におきまして、いわゆる全体の基本計画、基本構想とともに各分野の個別計画、個別事業が進捗しています。その部分として基本計画においてはですね、地域の医療体制を構築するというふうなことで、主な事業が3点挙げられています。1点目は、医療機器の整備、2点目が、いわゆる当時でいきますと東栄病院ということですから、現在の東栄医療センターというふうになると思いますが、その整備事業。そして3点目がですね、地域医療の連携のネットワークというふうになっています。事業の目標値については、いわゆる医療機関の整備計画は、計画では2020年、既に過ぎていますが、ここで100%というふうな目標を掲げています。現在の事業についてはですね、総合計画に基づいて、いわゆるこの個別分野の計画として、基本計画を出されていると。そして、これが予算計上されて、まさに総合計画すればですね遅れているわけですが、これを進捗させていくというような位置づけになるわけです。やはり基本的には、私たちはこの部分についてどういう内容で議決し、また審議していくのかということが大きな前提になるかというふうにと思いますがその点はどうでしょう。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

内容についての御説明でありましたが、私の提案は、繰り返しになりますけれども、この概算事業費を正確なものにしてから示すのが当然の責任だという点であります。内容には影響しないと考えます。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

先ほどの5番委員の話に少し。総合計画、整備計画は遅れるという形で、少しいささか違うんじゃないかと。総合計画に書いてあることが、そのまんま全部ができた試しはないんです。やっぱり総合計画というのは、こういう夢を持って、こういうふう
に東栄町を動かしていきたい、こういうふうにしたいという計画は作るもののそのとおり何もできたことが試しがないしできるわけがない。当然、その期間にはいろんな財政状況だとか、いろんな社会動性があるって変わってきますんで、その都度変わってきますので、今までずっとそうだったんですが、総合計画はもちろん議決が必要です。ですが、ほかの計画もそうなんですが、変更の議決もしていくわけですので、そこに書かれているからそのままやるのは、かなり遅れているなんていう言い方は、かなり間違っておると思いますので、そこは指摘しておきます。回答は結構です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、森田議員からの発言もありましたけど、基本的にやはりですね全てのものが完璧かどうかということとは現実あるにしてもですね、私たちは大前提はやっぱり総合計画は、町全体ですね10年というスパンの中で大枠を決めて方向性出しているわけですね。そのために、いわゆる総合計画をつくるために相当のエネルギーを出して、また住民の皆さん参加していただきながら、これを決めているわけですから、よりそ

れに実効性がある、そして実態として進捗をさせていくというのは基本だろうというふうに思います。今回のとこの医療施設の建設という問題は、ある面では、これまでですね、東栄病院、旧東栄病院の老朽化の中ですね、極めて優先の高い重要な課題である事業であったという点ならばですね、これはやはり、総合計画も含めて個別計画も含めて、そして医療、福祉分野を重要な政策として進めるのが適切でありですね、今回について、予算をですねこの部分について削除するということにはならないだろうと私は思います。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

2回目です。幾ら総合計画に書いてあるからといって、これだけの大きな予算、お金を使う仕事です。書いてあるからそのままやるなって、議論をせず、ちゃんとした議論もせずに進めていくなんて、これは議員としていかにも間違っているんじゃないかなあと。幾ら総合計画に書いてあっても、大きな事業に限って、やっぱり遅れたり、財源の都合によって延びたり、あるいは中止したりと、いうことはあるわけですので、書いてあるからなんでかんでやらなきゃなんて考え方は、いかにも議員として間違っているということを指摘しときます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

質疑。はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

先ほどの回答に補足をさせていただきたいと思うんですが、加藤議員の質問に十分答えられていなかったと考える。よろしいですか。総合計画が重要だという点は加藤議員が発言されたとおりであります。私はまだ、今年3月現在の総合計画というものを、今策定中のものであると認識してますので詳細に把握しておりませんが、今作っている後期計画の前段のですね、前期計画ではですね、東栄病院の充実を掲げていたと認識しております。そしてこの2月にパブリックコメントが行われた公共施設の個別管理計画についてはですね、現状維持と明記していた小林集会所について新設するというような当初予算が突然に出されたものであります。計画の変更ということは、この町では当然に行われていることと認識しますが、この当初予算に建設事業費をもらなければ建設が遅れるのかという点には私は疑問を持っております。

建設事業費が、実施設計をもって明確になった上で議決をするということでもスケジュール上は影響がないと考えます。今回の議会の答弁の中でも、副町長が特別法的な必要性も無いということを答弁しておりましたので、問題ないと考えます。

議長（原田安生君）

そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

はい。質疑を打ち切ります。続いて、原案及び修正案の討論に入ります。まず、修正案に対する反対討論の発言を許します。修正案に反対者。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

令和3年度の一般会計当初予算についての修正案が提出されましたけども反対の討論を行います。令和3年度の一般会計当初予算は、歳入歳出総額41億2000万円となり前年度当初予算と比較しても14.4%増の大型予算となりました。増加原因は、医療センター仮称と併設する保健センター仮称の建設着手に尽きると思います。病院の再生、再建は、20年来の懸案であり、施設設備の老朽化、歴代首長による先送り、人口減少による患者数の減、さらに機械設備の不具合による診療業務の停滞、地震災害における施設設備の被災による業務の停止も現実味を帯びてきております。診療所だけでも、今、建設しなければ医療が受けられない地区になってしまうという懸念がありますので反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

すいません。修正案については、賛成の方で署名しております。その理由につきましては、私は修正案に記してある提案ですね。その提案理由に加えて、もう一つ、私が思っていることは、原案の一般会計には、町民に密接した、予算が多いため、全て否決の対象にしてしまうとやっぱり町政に混乱を招くということで、私が反対してるのは、新医療センターの建設でございます。だから、そこだけの関連予算を抜き出して修正案として別個に私は反対させてもらおうと。だからそういう関係で、私は、修正案に対しては、賛成ということであります。よろしくお願いします。

議長（原田安生君）

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 15 号の件を採決いたします。まず、浅尾もと子君ほか 1 名から提出されました修正案について挙手により採決いたします。本修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 3 名>

3 名ですね。挙手少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について挙手により採決いたします。

（「討論ない」の声あり）

いや一緒にやったよ、討論、よく聞いとってよ。

（「原案の討論」の声あり）

そうか。はい。わかりました。それでは、原案に対する、討論はございますか。

（「議長、4 番」の声あり）

4 番。反対ですか。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対、本予算に反対の立場で討論を行います。令和 3 年度の東栄町一般会計予算は、過去 15 年で最大規模の 41 億 2000 万円となりました。私は以下 3 点の理由から反対いたします。1 点目は、新東栄医療センター（東栄診療所）の建設費の計上の仕方であります。山本典式議員の一般質問では、保育園の二の舞になると指摘された問題です。なぜ、東栄保育園の建設費が 5 億円という途方もない金額になったのでしょうか。再び振り返ってみたいと思います。村上町長は、とうえい保育園の建設に当たり、平成 30 年度の当初予算に 4 億 972 万円を計上し、3 カ月後の同年 6 月議会で 5624 万円、2 度の補正予算を組んで、結果、5 億円にまで事業費を膨らませました。当時議員の皆さんは、1 億円弱で建設した保育園の視察を行っていたと言いますから、町民の皆さんが、今でも怒っているのは当然のことだと考えます。平成 30 年 12 月議会の山本議員の一般質問で、町は、基本設計後の実施設計によって、建設事業費が大幅に変動することを認めております。村上町長は、平成 30 年度の当初予算に 4 億円の建設費を計上しながら、その積算根拠を示すことなく、補正予算が出て初めて設楽町の名倉保育園の建築単価を用いた積算であったことを明らかにしたというものです。私は大変驚きましたし、こんなずさんな税金の使い方をして良いのかと憤りを覚えました。山本議員は、当初予算ではなく、臨時議会で正確な数字を示すべきではなかったかと質問しました。対して、当時の原田英一住民福祉課長は、当初予算ゼロではっきり数字化してから出すべきだったと思いま

すと、率直に非を認めたような答弁をしています。つまり、実施設計の正確な数字が一番大切なんです。今議会の質疑では、まさに、とうえい保育園の二の舞が起きようとしていると感じます。伊藤克明副町長は、新医療センターの建設事業費について、基本設計の金額の中で調整し、追加の無いようにすると答弁する一方、村上町長は、社会状況で大きく変わると答弁しました。一体どちらが正しいのでしょうか。保育園建設を強行して、5億円にまで膨らませた反省の上に立つのであれば、新型コロナが収束しないもとより慎重であるべきではないでしょうか。基本設計が大幅に見直された経過もあり、設計費の増額につながることも私は危惧しております。さらに、村上町長が、私たち議員に対して基本設計の概要版を示すのみで全体像を示していないことも大問題です。今議会、私の要求に対して15日に資料、医療センター保健福祉センター（仮称）整備工事内訳が初めて示されました。こんな簡単な、余りにも大ざっぱな内訳表でありまして、町民の皆さんが到底納得するとは思われません。にもかかわらず、積算根拠を示さないまま、これをお願いしたいとの答弁の繰り返しでありました。当然のことではありますが、町民の皆さんは、この簡易な資料の存在さえ知りません。とうえい保育園の質疑で、山本典式議員は、当初予算を認めてしまえば追加補正は認めざるを得なくなると厳しく批判しております。一旦建設をスタートすれば、どんなに追加でお金がかかろうと後戻りができないと言っているのです。村上町長の大ざっぱでずさんな本議案を可決することは、議会が過去の保育園建設の反省に学ぶことなく町長に白紙で委任することになるのではないのでしょうか。私は実施設計後に建設予算を出し直すことを求めます。続いて、反対の2つ目の理由は、新医療センター建設の議論が尽くされていないという点です。昨年2月のプロポーザル審査委員会での委員の発言から一部紹介いたします。「基本設計は、現実との乖離があるところもある。今は病床を無くし透析を無くしと、無くす方向に進んでいるが、これでは地域はもたない。中略。基本構想で本当にいけるのかどうか。中略。今後短期間のうちに、5年10年のうちに、新たに増設しなければいけない施設が予想されるべき」こういった発言が、設計業者を選ぼうという委員会の中で出されていたことは重大です。すなわち、委員は村上町政の基本構想、基本計画に反する意見を訴えているわけであります。特に、5年10年のうちに、新たに増設しなければならない施設が予想されるべきこのような発言を考慮に入れた時、今、入院ベッドや透析施設を持たない診療所建設を急ぐべきではないと考えます。他方、町民の皆さん、患者の皆さんが知ったら怒り心頭になると思われる発言も紹介させていただきます。町は、一昨年の3月から非公開の6つのチーム会議で町の医療のあり方を検討してきました。その医療、介護の方針をまとめるトップの会議、町長が参加した統括会議での発言です。委員の発言を紹介します。ある委員は「金さえあれば町出たら良いことだと思う」と言っています。またある委員は「病院は文化だという考え方もあるが、なくてもどうってことないんじゃないの。くらいでもいいのでは」と発言。さらに「医療は大事で

はあるけれど、優先順位は低い」とか、「一つ思うのは、病院があるから住める。透析があるから住める。逆に、病院が、透析が無いから住めないという議論にすりかわっているように思う。東栄町はそもそもそんな魅力がないところなんだろうか。不便なのはわかって住んでいる。不便が一つ増えたからといって、本質的に何か変わるのか」という発言も記されています。町長、金さえあれば町へ出たらいい。病院なくてもどうってことない。透析が無いから住めないという議論にすり変わっている。不便なのはわかって住んでいるとか、おおよそ方言の類いではないでしょうか。医療、介護の現場の職員の皆さんが、在宅医療介護チームなどで、真剣な議論を行う一方、町のトップの会議で、永年町の医療に尽力してきた丹羽センター長前に、このような、町民の暮らしの大切さ、大変さ、命の重み、透析患者の苦しみを理解しない議論が、ここでも非公開で行われていたことに私は驚きます。私は統括会議には、介護経験のある町民、慢性病を抱えた町民、障害者、専門家を入れることを求め、議論の仕切り直しを要望いたします。町長は、本会議初日にレスパイト入院を含めて調整すると発言した、佐久間病院については、在宅医療介護チームのある委員の発言を紹介したいと思います。今後、自治医大卒業生の派遣がなくなるとのことであり、1年後どうなるか予想できない。佐久間病院も今後苦しくなっていくのでは、難しくなっていくのではないか。すなわち、どこの病院も苦しいのは同じです。車で15分という話ではありません。私は、やはり東栄町独自の努力、あるいは3町村で愛知県としっかり連携して医師を確保しなければならないということを強調したいと思います。3点目、最後であります。町民が求める小規模ながら、入院、透析、救急医療ができる有床診療所づくりの努力が尽くされていないという点です。12月議会の一般質問で東栄医療センターの前地事務長は、大変無責任な答弁を行っていたことを指摘いたします。すなわち、医療センターの人工透析を維持するため、他所から医師や技師の派遣も考えましたがその見込みもありませんでした。それぞれの医療機関がぎりぎりの人数で実施している状況から、派遣いただくことは無理であったことは明らかですと答弁しましたが、私が情報公開請求で、事務長の答弁の根拠を求めた結果、東栄町が医師の派遣策を検討したことを示す資料は存在せず、根拠のない答弁だったことがわかりました。人工透析のワンクール化についても、既に、伊藤前事務長時に質疑していたことありますが、前地事務長は、通告後2週間もたった一般質問の場で、ワンクールというのは、ちょっと意味わかりませんが、などと前置きする答弁も議会軽視するものだと指摘しておきます。今議会でも同じような答弁が繰り返されました。森田昭夫議員は、繰り返し、第三者の目を入れる経営診断を求めました。そして、素人目と断りながら、人件費の高さ、高価な電子カルテの導入への疑義を示しました。山本典式議員の質問に対して、町は人件費率が120%と答弁しております。周りの病院を見ていると、新城市民病院、佐久間病院などでは、受付は委託、派遣の職員さんで回っているという状況であります。しかし事務職は多いと思っていないと答弁しました。森田議員は

事務長の答弁の根拠を問いました。問われて初めて事務長が同規模の他の医療施設との比較を行っていなかった事実を明らかにしました。町長はこれまで、3億円の赤字を強調してきました。しかし今議会で、正確には2億3000万円の赤字であることがわかり、さらに、町からは具体的な経営改善の目標やそのための努力も具体的には示されておられません。私は何としても医師を確保して、透析を再開すれば、医療センターの経営は改善すること。そして、医療に投じる国の交付金、地域社会再生事業費を含めてそれを投じるのであれば、町民の負担の赤字は大幅に減ると確信しています。愛知県はこれから地域枠医師の派遣を本格化いたします。派遣の要件は、有床診療所であることです。5床でも10床でも、小規模でも、東栄町、北設楽郡に必要な医療施設を作るために全力を尽くしたいと思います。村上町政2期6年間で、余りに多くの町民の財産を奪ってきたと思います。東栄病院、救急医療、人工透析を失った町民の痛みははかり知れません。村上町長が、愛知県の重要な会議、地域医療支援センター運営会議、地域医療対策協議会を連続で欠席していた事実も含め、町の医療を守る努力を続けてきたと私が認めるに足る根拠はありません。これ以上町民に痛みを押しつける前に、行政として責任ある態度をいま一度求めたいと思います。以上で、長くなりました。反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、賛成者の発言を求めます。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

議案第15号令和3年度東栄町一般会計予算について賛成討論をさせていただきます。本年度の一般会計予算は41億2000万円。過去10年間で1番大きな額となっていますが、全て町民に直結し住民サービス実現のものであります。予算編成は平成28年度から令和7年度までの10年間で目指す基本構想をもとに社会情勢の変化や事業の必要性、有効性、効率性などに分析し、事実の質の向上を踏まえ、第6次総合計画後期計画の策定を行い、今後5年間での実現に向けて実効性のある取り組みをするため7つの基本目標を掲げ、次世代につながるまちづくりを推進し、将来に向かって希望を持ち続ける事ができるまちづくりを進めるための予算執行であります。特に重要施策事業として、支え合う健康福祉のまちづくりでは、住民の安心な生活を支える、医療、保健、福祉の整備、体制づくりに取り組むための医療センター仮称整備事業、保育園に看護師を配置し、子供の安心、安全、体調の変化を確保などを保護者が子供を安心して預けることができる体制づくり、子育て家庭の支援ではにこにこ広場の開設、また、お母さんの健康と子供の成長のための母子保健事業、豊かな自然、豊かな

文化と心の育むまちづくりでは、小林区中心となり、防災拠点、避難所となり、避難場として、また、重要無形民俗文化財指定の花祭りの事業や記憶、経験や教訓を伝えるための2つの役割を持ち、活用ができる地域の維持強化につながる小林集会所建設事業費補助金、3、安心、安全につながる暮らせるまちづくりでは、自助、共助、公助の立場から効果的な防災ハザードマップの作成、防災士の育成事業、停電対策として家庭用発電機購入補助事業、環境と暮らすまちづくりでは、森林環境譲与税を財源として山林所有者への搬出経費の補助、とうえい木の駅のプロジェットの活動支援、集落や道路、農地などの立木伐採支援、情報を収集し林地台帳データの更新及び電算化、森林現地調査支援のタブレット端末の導入、ヤマビル対策講演会、防除剤忌避抑制事業、活力あるまちづくりでは自転車を活用し東三河周遊ルートを作成、地域の活性化を図るサイクリスト歓迎のまちづくり構築事業、のき山学校の利活用計画の策定を行い、サテライトオフィスやワーケーションなど施設の新しい有効活用の構築、観光交流促進事業、6つ目、定住、交流を支えるまちづくりでは、地上デジタル放送とインターネットの利用のサービスの推進、また更新、どこでも暮らし続けられどこでも仕事ができる新しい働き方の確保と維持のための光信号器の交換、中継回線の増強を行うための情報通信基盤整備事業、協働によるまちづくりでは、各地区で創意と工夫で行っているコミュニティー活動、敬老会、道路作業、自主防災に助成または住民自ら取り組む環境美化、地域行政への助成、以上7つの重点施策の事業を中心に、今後ますます進む少子高齢化、人口減少対策を考え、町民のより豊かな生活への要望にこたえていかなくてはなりません。また、今年度も影響を受けると考えられる新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、あらゆる知恵を出し合い、財政運営を進める必要があります。予算特別委員会において多くの反対意見もあり、課題が見えてきたことも事実ですが、指摘された課題については真摯に受けとめ東栄町一般会計予算に賛成します。

議長（原田安生君）

はい、ほかに討論はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

一般会計における、特に新医療センター等の建設関連予算に反対します。私が今最も不審に思っていることは、未だに医師の継続確保の進展が見られないにもかかわらず、建設ありきの姿勢は崩さず、その上実施設計も完了していないのに概算建設費をもって議会の承認を取りつけ、1日も早く建設着手に移ろうとしていることです。こうした町長の姿勢は、見切り発車であり、絶対に許せません。町長の行為は大いに問題があり、ルールを逸脱し正当な手段とは決して言えません。町長のここまで急ごう

とする特別な理由を説明してください。仮にです、仮に、実施設計が完了しなくても、法的には問題ないといえど、ごまかしたような概算建設費を計上するのではなく、実施設計が完了してから正確な建設費を明らかにして議会に上程すべきではないのですか。議会としても、12億円近い建設費を概算で提出されて、十分審議を尽くし問題はなかったといって町民の前で正々堂々と報告できますか。あえて言いますが、今回の手法は以前の5億円の保育園建設と全く同じ手法であります。実施設計が完了してなかったので町長の苦肉の策として、隣接町村の保育園の建築単価を使用して4億円の概算を当初予算に計上し議会で承認しました。しかしその後、1億円を追加補正することになったのであります。この失敗について、本来なら、町長は深く反省すべきと思ったのですがそれが間違いで、何の反省もなく今回も同様の危険を犯そうとしているのです。保育園建設の二の舞になる恐れのあることを、議会としても十分認識すべきだと思います。常々、貴重な発言と思っている議長の言葉ですが、最終的な責任は議会にあると、この言葉は私の脳裏を離れません。いま一度、議会としても慎重かつ熟慮すべきではないでしょうか。以上をもって反対討論とします。

議長（原田安生君）

次に、賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

本定例会に上程されています一般会計をはじめとする令和3年度当初予算に賛成する立場から討論いたします。令和3年度の予算は、昨年からの新型コロナ感染対策を春からのワクチン接種も含めてさらに進めていく。そして同時に私たちが未だ経験したことがない、このコロナ禍において新たな地域社会を作り上げてく、その出発点にもなっていく予算と思います。令和3年度当初予算は、その基礎、スタートとなる予算です。引き続きコロナ感染対策を基本に、医療分野では新医療センター、保健福祉センターの建設にかかわる費用、また、介護福祉では、地域福祉計画の策定費用、地域包括ケアセンターの運営委託料、そして東三河広域連合を含めた介護保険事業にかかわる費用、地域の産業経済では、森林環境譲与税を活かした森林資源管理システムや商工業者の皆さんの育成支援、防災関係では、防災マップの作成、防災行政無線の戸別受信機の整備、消防では、小型動力ポンプ付の積載車の導入、教育分野では、これから進むデジタル化の中で、教育のデジタル化に伴う関係予算など町内の子供からお年寄りまで、私たち町民にとって、そして、地域コミュニティーにとって、どれも大切な行政施策の財源として構成されています。まさに3000人余りの私たちの住民の生活暮らしを支える重要な予算です。過疎地の小さな自治体で私たちは、町税や

地方交付税など歳入面で厳しい状況が続いています。その点では、今後町政において長期的かつバランスを持った町政運営と政策を実行していかなくてはなりません。今後も、政策、財政の両面から、中長期的な見通しを持つこと、そして、事業、施策においても、まちづくり基本条例のもとに、住民全体での合意（コンセンサス）を積み上げていくことが求められています。特に大きな事業となる新医療センター・保健福祉センター建設は、引き続き住民の皆さんへの説明、そして、そのプロセスにおける住民の皆さんの意見をしっかり把握していく。丁寧に進めていかなくてはなりません。もう1点、今までの討論の中で出ましたけど、保育園建設についての二の舞だっている話があります。私は、その二の舞かどうかということと前提の部分においてですね、現在とうえい保育園が作られる過程の中で、下川保育園と本郷保育園の保護者の皆さん、そして職員の皆さん、そして担当課の職員、夜何度も集まって、この町の子供たちの未来のために、新しい保育園を作っていくんだ、どんな保育園が必要なのか。下川、本郷それぞれ老朽化する中で、子供の安全や、またよりよい保育をするために、どんな施設、空間、備品等いるのか、それを話し合ってきた姿を見えています。限られた中において、周辺の自治体、見学に行って、保護者と職員の皆さん、担当課、そして夜その会議をしていく。何度もやっています。私は、そこにある東栄町の行政と住民の皆さん、そしてそれぞれの分野における関係者の皆さんが、力を合わせていく姿、これはとても大事な姿だったわけです。全体の費用として、それがもう少しどうだったのか。また設計上どうだったのか、それは課題はあると、一般的に考えれば公共施設の場合は、1年間の中で運用していく中で見直しをしていくということでは是正していくということは現実であります。ですからその点含めて、今後必要な部分ありますが、私は、このとうえい保育園の建設プロセスは、私たち自身の住民自治、地域自治として大切な経験を積んできた。そしてまたこれが、今、教育委員会中心に保育園と小学校連携していく。まさにゼロ歳から15歳、18歳まで一貫して子供の成長発達を支えていく。ここに大きくつながっていくものだと思います。最後にその点につきましてはですね私は、是非改めて私たちは、保育園建設の経験をですね、中にある本質的な豊かなものであった部分とさらにその中で、どうよりよい保育、また子育て環境をつくっていくかというのを、やっぱり創造的に結びつけてく必要があるというふうに思います。以上も含めてですね私は、子供からお年寄りまで、私たち住民の願いにこたえる町政を推進するために、今回上程されています令和3年度一般会計をはじめとする当初予算に賛成するものです。以上で私の賛成討論を終わります。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございますか。

（「議長、2番」の声あり）

2番。反対ですか。

2 番（森田昭夫君）

はい、令和3年度の医療センター建設費が含まれている当初予算に私は反対です。ただいま賛成意見もありました。福祉や教育、防災の大事な暮らしを支える予算が含まれているので賛成ということですが、それは間違っていると言わざるをえません。私も、反対している議員も同様に、教育や福祉、経済や道路のインフラの整備など、先ほど、緊急動議が出されたように、他の内容には触れていないので、他の内容に反対しているとは、反対はしていません。医療センター建設費を除いて遅滞なく行政を進めるには幾つか方法があります。例えば、予算案が可決成立しても、建設はさらに町民や議会と協議をして意見が整うまで着手しないと町長が約束をする。または、町の行政を停滞させないためには、まだ2週間という時間があります。一旦、予算案を取り下げ、医療センター建設費だけを除いた予算案を提出し直し、臨時議会で予算案を成立させる方法、さらにもう一つは、役場の事業を遅滞なく推進するためには、町長の専決で行うなど、幾つかの方法がありますが、そのどの手段も行おうとはしておりません。私は、医療施設の建設に反対するものではありません。人口が少なくなり、患者の数が毎年劇的に少なくなっていく状況で、毎年多額な赤字補てんをしなくてはならなくなってきました。医療施設を維持していくだけでも、3000人という町民には、億単位での負担は非常に大きく、また、厳しいものになってきています。そのためには、今まで何度も提案をしてきましたが、まずは、現在の医療センターの経営分析を第三者に行っていただく、そうすると、何が問題で、どこをどのように改めるべきか。町の人口動向から、どのような治療が必要になってくるか。医療体制の改革で専門医制度がスタートして、もう既に数年たちます。どの程度の規模の医療施設がこの町にふさわしいか。東栄町に住んでいては気の付かない多くの提案事項があると思います。そのことをしっかり分析、検討してから医療施設建設に取り組むべきです。また、町長や先ほど議員の発言にもありましたが、20年来病院問題を検討してきた結果、やっと建設に向けて動き出したところだと言われますが果たしてそうでしょうか。少なくとも、私の在任中の8年間は、小学校建設問題が中心で、病院を作るのには、いったい幾ら必要だと思えるか程度の話しかしてきませんでした。ましてや建設場所や運営方針については全くなかったと言い切れるほど記憶にありません。先日の委員会でも町長の説明では、20年来検討してきた結果だと、答弁がありましたが、同じ日に提出された医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の中で、町の意見書には「施設の老朽化、収支の悪化による診療機能の見直しと、新施設の建設が大きな課題となってきました。そのことから、平成30年3月に東栄医療センター等施設整備基本構想、基本計画を策定し、今後の医療を展望しているところです」と書かれています。まさに、これが真相で、およそ3年前の基本構想発表後に、一気に建築場所の決定、建物の基本設計、実施設計と突き進んできたわけです。議会での十分な議論

が行われてきたとはとても言えない時間です。一旦建築すれば数十年間使え続けなければならない建物です。ＣＴや電子カルテの維持費だけでも今年の、今年度、この３月の予算の中には１０３０万円。維持だけで１０３０万円も必要としています。本当になくてはならない装置なのか、なくても対応が可能な装置なのか、町民の皆様の税金で建てる建物です。町民の皆様の御理解をいただいた上で、建設に取りかかるべきです。建築後の財政負担も心配します。多額な借金で、大きな建物を作っても、これからこの東栄町を担っていく人たちの負担にならないか。今後も、この町東栄町に住んでいただくためには、道路などのインフラ整備と維持費用、教育は、教育や福祉、防災など、どうしてもやらなければならない税を必要とする仕事は幾つもあります。医療施設の赤字補てんのためにそれらの事がおろそかになってはなりません。また、今回の新型コロナでわかったと思いますが、細菌は目に見えない非常に警戒しなくてはならない危険な細菌です。コロナとは違う新しい細菌がこれから発生する可能性も否定はできません。医療施設の同じ屋根の下に子供たちが通う子育て支援センターや保健センター、役場の機能を移転してまで作らなくてはならない理由はあるのでしょうか。建物が大きくなれば、その分、消防設備、消防施設などの設備にも多額な投資をしなければなりません。また、近くには、保育園も小学校もあります。議会で十分な議論を積み上げて場所を決定したとは言えないと思います。まだまだ言い足りないことはたくさんありますが、議会と十分な議論をしてその結果を町民の皆様にお伝えをし、意見を聞いてから医療施設の建設に進むべきであることから、私は、この予算案に反対をします。

議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、７番」の声あり）

はい、７番。

７番（伊藤紋次君）

令和３年度の当初予算につきまして賛成の討論を行います。先ほどの修正案の反対の討論と一部重複しますがよろしくお願いします。令和３年度の一般会計当初予算は、先ほど申し上げましたように、歳入歳出総額４１億２０００万円と、やはり前年度と比較しても大型の予算となっております。増加の原因は、医療センター、保健センター建設の一言につきると思います。詳細につきましては、他の議員が既に賛成討論もされていますので省略いたしまして、病院の再生再建は、先ほども言いましたように２０年来の懸案であり、施設設備の老朽化、医療従事者の確保困難、赤字補てんの増加、さらに人口減少による患者数の減、財政難が追い打ちをかけ、機械設備の不具合による診療業務の停滞、地震災害による施設設備の被災による業務の停止も現実味を帯び

てきております。診療所だけでも、今、建設しなければ、医療が受けられない地区になってしまうという大きな懸念があります。施設の規模、診療科目、保健福祉センターとの併設、医療従事者の確保、経営収支等、多くの課題はありますが、当町の医療状況を鑑みた場合、早期に建設をし町民の望む最低限の医療は守っていかなければいけないと思ひまして、この予算は不可避な予算と思ひしまして私は賛成いたします。

議長（原田安生君）

はい、ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。これより議案第 15 号の原案についての採決をいたします。原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 4 名 >

はい。挙手多数です。よって原案は可決されました。

----- **議案第 16 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 14 議案第 16 号令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。質疑に入ります。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 16 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

----- **議案第 17 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15 議案第 17 号令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。議案第 17 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。討論なしと認めます。これより、議案第 17 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 18 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 16 議案第 18 号令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計予算についての件を議題といたします。質疑に入ります。歳入歳出全般について。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第 18 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより、議案第 18 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 19 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 17 議案第 19 号令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。議案第 19 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第 19 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案の通り可決されました。

----- 議案第 20 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 18 議案第 20 号令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算についての件を議題といたします。議案第 20 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 20 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 20 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 21 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 19 議案第 21 号令和 3 年度東栄医療センター特別会計予算についての件を議題といたします。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

議案第 21 号、令和 3 年度東栄医療センター特別会計予算に対する修正動議を地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 16 条第 2 項の規定により別紙の修正案を添えて提出しております。

議長（原田安生君）

はい。ただいま、浅尾もと子君ほか 1 名から提出されました議案第 21 号に対する修正動議については、地方自治法第 115 条の 3 により発議者 1 名、修正案と説明書を添付しているため要件を満たしていることから動議は成立いたしました。それでは次に、動議提出者の説明を求めます。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。修正案の提案者として内容の説明を申し上げます。本修正案は、新たな医療センター、保健福祉センター（仮称）建設事業、建設事業費 770 万円を新年度予算案の歳入歳出それぞれから除外しようとするものです。第 1 条第 1 項の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2526 万 1000 円から 5 億 1756 万 1000 円へと改め、第 1 表歳入歳出予算の歳入の 5 款繰越金について 2 億 7650 万 7000 円から 2 億 6880 万 7000 円へ、歳出の 2 款医業費を 9593 万 1000 円から 8823 万 1000 円に改め、第 2 条を削除し、第 3 条を第 2 条へ、第 4 条を第 3 条へそれぞれ改めるものです。提案の理由は、議案第 15 号令和 3 年度一般会計予算で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより修正案とともに原案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

特になさそうですので、質疑を打ち切ります。続いて、原案及び修正案の討論に入ります。まず、修正案に対する反対討論の反対者の発言を許します。

（「議長、5 番」の声あり）

はい。5 番。

5 番（加藤彰男君）

先ほど可決されました当初予算も関連も含めてですけども、なおかつ今回のですね令和 3 年度東栄医療センターの特別会計の賛成ということも含めて討論いたします。先ほどの修正動議については反対いたします。そして、上程されてます令和 3 年度東栄医療センター特別会計について賛成する立場から討論いたします。令和 3 年度東栄医療センター特別会計予算は、外来、入院、予防接種、健診など、それに伴う医師の派遣費用負担など、東栄町唯一の医療機関としての必要な医療費用が予算となっています。また、新年度から始まる新型コロナウイルスのワクチン接種の集団接種の医療機関として新年度から順調な医療経営、運営が重要です。そのためにも新年度から必要な予算措置が求められます。コロナ禍において高齢化率約 50%、人口 3000 人余りの過疎地での、私たちの住民の命と健康を支える重要な予算として、当初予算の方に賛成いたします。また修正動議に反対いたします。

議長（原田安生君）

はい。ほかに。討論。賛成者の。はい。原案含めてです。原案を含めて、原案に対する反対。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

原案に反対の立場で討論いたします。日本共産党の浅尾もと子です。この議案に上程されております東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正、つまり入院、透析、救急を維持してほしいと訴えて、町民有志の皆さんが署名を集めました。1 カ月間で 1076 筆が集められ、内 977 筆が有効と判断されました。医療を残してほしい、充実させてほしいというのは、町民の悲願であります。一方で、町の医療センター建設をめぐるっては、昨年 7 月に示された基本設計素案に対する意見募集、反対意見がほとんどでありました。7 月に行われた行政報告会でも反対の声が多かったと記憶しております。私はこの建設計画に町民の合意が無いと考えますので原案に反対いたします。

議長（原田安生君）

ほかに、討論はございますか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。これより議案第 15 号の件を採決いたします。まず、浅尾もと子君ほか 1 名から提出されました修正案について、挙手により採決いたします。本修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 3 名 >

3 名。挙手少数です。よって修正案は否決されました。

次に、原案について挙手により採決をいたします。原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 4 名 >

挙手多数です。よって原案は可決されました。

----- 議案第 22～27 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 20 議案第 22 号から日程第 25 議案第 27 号までの令和 3 年度各財産区特別会計予算についての 6 案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますがこれに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認め、6 案件全般についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。討論なしと認めます。これより議案第 22 号から議案第 27 号までの件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号から 27 号までの 6 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 29 号 -----

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので、再開をいたします。次に、日程第 26 議案第 29 号 東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。これより、条例の制定改廃請求代表者の意見陳述を行います。請求代表者の入場を許可いたします。

(請求代表者入場)

議案第 29 号については、地方自治法第 74 条第 4 項の規定により、その審議に当たり請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。意見を述べる請求代表者は、西谷賢治君です。意見陳述の時間は 30 分以内となっておりますので御留意願います。なお、この意見陳述は、議員からの質問や質疑を受けるものではないことを御理解いただきます。それでは、意見を述べていただきます。西谷賢治さん。

請求代表者（西谷賢治君）

はい、失礼します。東栄町条例改定制定改廃請求代表者として、意見陳述の場を設けていただきまして誠にありがとうございます。東栄町長はじめ議会の方々にお礼を申し上げます。私は、今回の入院、透析、救急を町に義務づける直接請求署名の請求代表者、西谷賢治と申します。昨年の 6 月から人工透析開始を余儀なくされた透析患者の 1 人でもあります。こういった場で声を出すことは大変不慣れでございますので、お聞き苦しい点がございましたら、どうか御容赦をいただきたいと思います。御承知のとおり、東栄町は、平成 30 年 3 月の医療センター（仮称）等施設整備基本構想、基本計画で計画を約束していた人工透析治療、翌平成 31 年 9 月、何の予告もなく突然の中止を発表して、昨年の令和 2 年 3 月に透析室を閉じました。当時、透析の治療

に通っていた患者たちは、まるで追い出されるように新城市民病院、茶臼山厚生病院、長野県阿南病院、浜松市北部のクリニックなどに転院を余儀なくされました。御存じのように、この透析治療は、生きている限り1日おきに行う必要があります。私は、まだ若く体力もあり、通院することは、さほど大きな負担ではありません。しかしながら、その通院に多くの時間を要することは、残りの生涯の治療を考えれば計り知れない時間の損失であります。このことは、今まで東栄医療センターで透析治療を行っていた患者にとっても同じことが言えます。私の母も東栄医療センターの透析治療にお世話になっておりました。脳梗塞を患ったこともあり寝たきりの状態でありましたが、父親が家事を担当し、家族ぐるみで自宅での母の介護を行いました。毎朝、母をベッドから車椅子に寄せ、車へ寄せ換え、当時の東栄病院まで通院し、実に5年間東栄病院の透析室でお世話になりました。そのお陰で、ほぼ最後まで母は自宅で過ごすことができました。これが、今のよう、新城まで透析治療のため通院を余儀なくされていれば到底無理であったと確信します。私は、高齢者の透析の大変さをよく理解しているつもりです。病院で送迎してくれるからいいじゃないか、とそういったものではありません。透析治療を理解する家族がおり、親身になって治療してくれる医師、看護師、技師がいて、役場の職員はじめ、地元の皆さんの協力があって、初めて高齢者の治療、自宅での介護が両立するんです。ところが、村上町長のもと救急診療が中止となり、次いで透析治療が廃止され、今後は、北設楽郡で唯一の入院できる医療機関がなくなろうとしています。町民の皆さんの不安は、日に日に高まっており、町の方針が決まった後もおさまる気配がありません。特に、透析患者とともに透析の継続を求めて東栄町議会に対する請願署名を集める活動をしていた時、私は、そもそもなぜほんの数カ月前まで継続を約束していた透析が中止になったのか。そういった疑問について調べるようになりました。また、この請願署名を集める間、町民の皆さんから入院がなくなってしまっただけで困る、といった声もよく耳にしました。図らずも、私自身が透析治療を開始し、1日おきに通院する暮らしの中で、このまま東栄町の医療が縮小していくのを黙って見ているだけでいいのか、という思いに駆られました。そうしたことが、今回の直接請求に私たちを向かわせました。条例改定請求について私がここで述べたいのは以下の3点です。1点目は、条例を改定し透析と入院が東栄町で将来にわたって行える体制を整えることは、私たち透析患者や高齢者だけでなく、東栄町に暮らす全ての住民にとっても、また東栄町の過疎対策という観点から見ても必要であるということ。2点目は、条例改定によって、透析や入院を東栄町で行えるようにすることは不可能ではないこと。3点目は、条例を改定することが、透析患者や高齢者といった、社会的弱者を排除しないふるさとをつくることのできる唯一の方法だということです。まず1点目です。東栄医療センターの人工透析外来には、これまで近隣町村、県をまたいで、天竜の方面からも患者はいらしておりました。また、透析、東栄医療センターに人工透析外来が設置され、入院病床が存在していることは、

東栄町に在住する健康な方に安心を提供してきました。ところが、人工透析外来や入院病床がなくなることにより、健康に不安のある方は東栄町に居住を続けることそれ自体不安を抱くようになります。とりわけ、東栄町の高齢化率が人口の半数に迫ることを考えれば、高齢者が安心して暮らせるまちづくりこそ最重点課題のはずです。加えて、コロナ禍により、新しい働き方として、リモートワークやワーケーションが提案されており、愛知県も本年度予算にそのための予算を組み入れたとも聞いています。東栄町の交通の便や自然環境の豊かさなどを考えれば、働き盛りの人をどれだけ導き入れることができるかが過疎化の重要な要素となるはずです。しかし、受け入れる側の東栄町で最低限必要な医療の提供がなければ、候補地からも外されるのではないのでしょうか。高齢者が生活を諦め、働き盛りの方も呼び込むこともできなければ、東栄町は衰退するだけです。私は、本条例の改正案が、患者だけでなく将来の東栄町のためにも必要であることを御理解いただきたいと思います。第2点目として、透析や入院を東栄町で行えるようにすることは不可能ではないことを述べさせていただきます。なぜ人工透析が中止になったのでしょうか。村上町長は、回覧版で全戸配布したチラシで、現在もぎりぎりのスタッフで業務を行っていますが、今後、安定した透析医療を、安全に実施することは困難であるという判断と述べています。しかし、町の基本構想、基本計画で明記していたものが、なぜ突然中止となったのか。その詳しい説明はありません。入院についても、町長は、入院患者が減っており、現在の19床の入院ベッドを維持することが、財政上厳しいという認識を示しています。しかし私は違うと思うんです。町議会の医療センター事務長の答弁を振り返りますと、救急患者の受け入れを縮小、中止したことが、入院患者の激減につながったのであります。毎年、東栄町内の救急搬送の件数は200件を超えています。その何割かでも東栄医療センターで引き受けることができるなら、入院患者数は改善するはずです。もちろん町が救急告示を取り下げたのは、医師不足があることは十分に理解できます。前町長の時、常勤医師7名だったものが、村上町政6年で、半減以下の3名になったからです。しかし、私は、医師確保の失敗の大きな原因は、北設楽郡医療圏、設楽町、東栄町、豊根村で連携して取り組む協議会が形骸化し、医療センターの責任者である村上町長自身が崩れてしまったことにあるのではないのでしょうか。この件について町長からは何の説明もいただいておりません。また、町長が不足の医師を確保するためにどのような努力をされたのか。最も切実な思いを持ち、私たちに対してすら具体的な説明はありませんでした。私は、町長の努力を裏づける資料を情報公開請求で求めました。しかし、開示されたのは愛知県の施策に対する町の要望書。その中に、医師確保について必要数を確保されたい、との記述があるだけでした。これは、毎年のルーティンワークというものではないのでしょうか。それに対し愛知県は、東栄町のような、へき地の自治体の要望にこたえる形で若い地域枠医師の派遣を本格化しているところであります。愛知県の資料から紹介します。2020年は4人、2021年は11人、来年

は22人、そして、団塊世代の高齢化に備えた2025年は62人。派遣医師の人数がピークを迎える2030年には、実に151人も若い地域枠の医師たちがへき地医療を守るため送り出される、2021年には派遣先の候補の19位に東栄医療センターが指定されておりますが、要件は有床診療所であることとなっています。愛知県がこのような施策を行っているにもかかわらず、町長は地域枠医師の派遣について話し合う愛知県の重要な会議を連続で欠席し、その議事録を読みましても東栄町の医療の窮状や医師の早急な派遣を求めた形跡はありませんでした。私は、もう一度、町長が私たちの条例改正の実現に向けて、努力されるのであれば必ず医師確保は実現できると思います。私たちの、本条例案は、町長に入院、透析、救急を実現していただく、いただく努力を課すものであり、もう一度、町長に医療過疎と闘う勇気と情熱を持っていただくものであることをぜひ御理解いただきたい。3点目は、透析外来や入院病床の確保をめぐって患者の排除が行われる危険についてです。私は、町長の意見書を拝読しました。その中で、改定条例によって、透析外来や入院病床を設置することにより現従事者の負担が増し、医療センターを離れ、現在行っているかかりつけ医としての機能すら喪失する、との記述を見たとき、私は驚きとともに言いようのない悲しみを感しました。この意見の意味として、町民全体が困るから、透析患者や入院患者は、東栄医療センターでは、受け入れることはできないとしか読めない。いつから私たちの生まれ育った東栄町は弱者を切り捨てるようになったのでしょうか。私たちは何のために、税金を支払ってきたのかという疑問も持ちました。町が、医療従事者に対し何の手助けもせず、入院、透析、救急を強いることになれば、まさに、そういう自体も考えられます。そうならないためにも町長が力を発揮し、必要な医師を確保し、救急を可能な範囲で受け入れ、高齢者や要介護者の人工透析を実施するならば、真に安心して暮らせる町民が増えることになります。人工透析のベッド数も必要最低限でも結構です。町内や近隣町村の高齢介護施設の運営に関しましても、より近くで、緊急に見ていただける有床診療所が必要であります。愛知県の腎友会とともに大村秀章愛知県知事と接見した際の知事の言葉は、事情はよくわかりました、あとは首長とよく話し合ってください、とのことでした。医師の確保もそうですが、医療の維持、継続は、町長でなければできないことです。町長が持てる力を出し本気で取り組んでいただければ、実現できることだと信じているからこそ、私たちは、直接請求という大きな権利を行使したのであり、それは東栄町の医療の最低限の確保について、もう一度考えていただきたいという思いからでもあります。人工透析治療も透析専門施設ではなく、一般診療内科に併設の透析室であるからこそ、採算性も問題ないはずです。むしろ安定的な診療報酬の確保につながると考えています。また、国の交付税や事業費を病院経営に充てるならば、町税負担の赤字も減っていきます。2点目で取り上げた県から派遣される地域枠医師は、先ほど伝えたとおり今後増えてまいります。しかし、その派遣先の条件の一つは、入院ベッドがあることとされておると聞いております。それなら

ば、なおさら町長には最低限のベッドを確保していただき、再び私たちの東栄町を弱者を排除しない、優しく温かいまちにするために、町長の言葉だけではなく、改正条例を町議会で成立させ、御努力いただきたいと切に願っております。最後になりましたが、町長に御指摘いただきました条文の不備につきまして、町長が修正した案で審理をお願いしたいと存じます。また、施行日については、上程の日時がわかりませんでしたので、不備でありましたが議決の日でお願いしたいと思います。以上、私の意見とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（原田安生君）

ただいま意見陳述が終わりました。請求代表者の退場を許可します。

（請求代表者退場）

以上で、請求代表者の意見陳述を終わります。それでは、議案第 29 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

この設置条例の事で幾つか質疑をしたいと思います。質問項目がたくさんありますので、できるだけ執行部は、問題としては、マルとかバツ、できるできない、という簡単な回答であると思いますので、できるだけ簡単にしていただきたい。あんまり曖昧な回答だとやっぱり議論しないとなかなか納得もできませんので、是非とも、場合によっては、議長に何回か質問させていただくように、内容によってはお取り計らいをいただきたいなとこんなふうに思います。では、幾つかの質問項目を挙げます。1 つ目は、この条例を制定した場合、仮に透析にかかわっていただいた医者、ドクターが何らかの事情で、数カ月あるいは数年、どうしても勤務できなくなってしまったという状況が起きた時、例えば、2 人、3 人のドクターがいても他のドクターは透析に自信はないので、他の、いわゆる透析以外の治療なら一次医療ならやりますけども、これはちょっと私には自信がないからできないと言った時に、一時的に他の医療機関に転院せざるを得ないということになると思います。そういった状況が発生した時、条例を制定した場合、条例には透析を行うということがうたっておりますので、行っているのにもかかわらず、透析ができないということは、条例違反には当たらないかどうか。マルかバツで答えたいと思います。2 つ目、もし仮にこれが条例違反ということであった場合、公共の機関として、この条例違反を承知した上で、そのまま診療を続けるというのは、極めて短期間で人道的な見地からという理由であっても、やっぱり条例上違反ということになると、公共施設としては一旦活動を中止すべきだと思いますが、執行部の見解はいかがでしょうか。条例違反でも続けることが

可能かどうか、ということですよね。これもマル、バツで簡単にできると思いますのでよろしくお願いします。3つ目は、設置条例に診療科目の記載は必要ないとは思いますが、執行部の見解はいかがでしょうか。4つ目は、以前から条例の診療科目には、透析という記載はなかったわけですね。今、西谷君が話しのあったとおり西谷君が透析を受けていた時も、透析という診療科目は書いてなかったはずで、条例違反、もし書いてなしに診療をやっていたということです、そのときは問題はなかったのかどうか。この5点お伺いしたいと思います。問題がなかったから多分新診察をやってきたんじゃないのかなあというふうには思うんですが、問題がなかったとしたなら、もし仮に問題がなくずっとやってきたという人なら、条例改正は、しなくてはならない理由が見当たらないと思います。執行部の考え方はいかがでしょうか。条例を改正しなくたって透析ができるよということであれば誰もしなくたっていいんじゃない。ということで、その辺の考え方をお聞きしたい。そもそも診療科目というのは、町長や議会で公共施設ですので、この場で決めるということができるんですけども、決めるんですが、診療科目は、そこに赴任した医師、ドクターが、ドクターが要望する治療を中心にやっておるわけですね。診療所のような小さな診療所は、治療方針が決まっておる慢性期の患者や一次医療を中心に活動しておりまして、診療科目は、そこにいる町長や議会が決めるのではなくて、診療科目は赴任している医者が、医師、ドクターが決めていると思いますが、その辺の執行部の考え方はいかがでしょうか。7つ目、へき地診療にかかわる医師は、全国、どこの医療機関でも、医師不足に悩んでいると思います。今、西谷君が言ったように、国でも県でも、いってみりゃへき地医療を助けるために、そういった若手の、いわゆるへき地診療に携わる医師をどんどん、一生懸命増やしている最中ではありますが、その増えたドクターたちがずっと、へき地におるかというところではない、いわゆる赴任を決められた短期間で、またどんどん外に出ていってしまう。ということもありますので、まだまだ、へき地医療は非常に頭の痛い問題、一時的にはそうやって人数が増えても、なかなか解決できない問題だと思います。東栄町も同様に、標榜する診療科目によって、ある意味、ドクターを選択できる状況にないんじゃないかなと思います。透析をやるドクターを来てくださるか、透析をやらないドクターはなくていいですから、この方を選びまして、こんな簡単に選べるものではないと、状況はあると思うんですが、東栄町の場合、条例制定したなら透析患者さんに自信を持って治療に当たっていただけるドクターを条例制定した場合には継続的にそういうドクターを確保できるということが、確保できるという自信があるかないか。私は非常に、相手は人間、ドクターですので非常に難しい話じゃないのかなと思うんですが、そういった自信があるかないか。条例制定した場合、当然、それは、そういったドクターが来なければできないわけですよ。そういう自信があるかどうか。そして8つ目ですが、今回透析の中止、救急の中止、病床が廃止ということで争点で、それが争点で、今ここでそういった条例改正

の案が出されているわけですが、そういった意味では、ある意味、町長が的になっておりますが、医療施設の設置者として、町長に対して要求されることは、これは理解はできます。だけど、先ほど回答いただいた内容と異なるような、重なるような質問、先ほどごめんなさい、先ほど言った質問とちょっと重なるような事かもしれませんが、透析を中止したいとか救急をやめたいとか、あるいは、病床を廃止したいとか、医療センターに診療科目や治療方針、治療方法を町長の意見として言える状況にあるかどうか。言ってみれば今回の透析中止、今お話があった透析中止も町長が決めたことなのか、ドクターが決めたことなのか。いってみれば町長が決められるのかと。むしろ、私が、私の経験では、医療センターからできないと、いわゆるドクターからできない、あるいは医療センターのスタッフからもう透析ができない、病床も要らない、救急は受けとらないということを、むしろ向こうのセンターの方から言われてそれを無理やりやれと、なかなか言えないものです。言ってみれば力関係で言えば、やっぱり治療するということでは、医療センターのほうが力関係では強いわけですので、なかなかそれをだめと、やりなさいと強制はなかなかできないという状況にあると思いますが、救急の受付や受け入れをやりたいと、逆に、救急や病床もやりたいと、逆に今度は医療施設の方、病院というか、診療所というか、保健センター、医療センターのほうから、そういう方針を伝えられた時、やるよと今度から、始めますと、いうふうに言われたときには、逆に、町長はそれを断ることができると思いますか。私の経験では、そういったやるとかやらんとか、そういったことは、町長や議会が定めることではなくて、医療センターが決めていることではないのかなとこんなふうに思いますが、その辺の見解をお聞かせをいただきたい。たくさん申し上げましたが、以上簡単にお答えいただければありがたいです。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

それでは回答させていただきます。まず最初ですね、1番にありました何らかの事情で数カ月、もしくは1年、通年、勤務ができなくなってしまうと、条例には透析を行うとうたっているけどもできないという時には条例違反に当たらないかという問いでございますが、議員が言われたように、仮の話ではございますが、条例に人工透析が規定され、実際には数カ月もしくは数年、実施できなかった場合には、条例に反することとなります。続いて2番のですね条例違反、もしこれが条例違反であった場合、診療を続けることはというところの問いでございますが、条例に反した状態で診療を続ける事につきましては出来ませんし、中止を、診療を中止することも現実的にでき

ることではございません。したがって、条例改正を速やかに行うこととなると思っております。続いて3番です。設置条例に診療科目の記載は必要ないと思うという問いでございますが、診療科目の規定の必要の有無は法令の規定はございません。ですが、条例の趣旨から考えると規定するほうがよいと考えております。続いて4番です。診療科目に透析の記載はなかったが、条例違反ではないのかという問題でございますが、以前から条例に透析の規定がないことについて条例違反などの問題はございません。5番です。条例改正しなくてはならない理由が見当たらないが執行部の見解はというところでございますが、この中にあります意見書の中でも述べさせていただきましたが、条例改正の意義も住民の皆様への利益にもならないことから、議員のおっしゃるとおり改正する理由はないと思います。6番の診療科目はと色々ありますが、診療科目の決め方と捉えてお答えさせていただきますが、診療科目は医師をはじめとする現場の意見を聞きまして、医師や医療従事者の確保や経営を考えた上で、求められる医療サービスを行えるのか継続性が保てるのかを見きわめ、できる診療科目になると思っております。続いて7番です。条例制定したなら、透析患者さんに自信を持って治療に当たっていただけるドクターを継続して確保できるのかという問いでございますが、人工透析を中止したのは、継続実施するための医師をはじめとするスタッフの確保、こういった目途が立たないことにより中止をしたものです。したがって確保ができないと考えております。最後ですが、透析をやりたいですとか、救急の受け入れなどを行いたいなど、診療科目や方針を伝えられた場合、町長はそれを断ることができるのかという問いでございますが、先ほども診療科目の決め方の方でお話させていただきましたが、現場の状況を把握しまして、意見を聞いた上で最終的に町として判断したものでございます。以上です。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

私からも最後のところの御質問に対して回答させていただきますが、先ほどの意見陳述でありましたように、透析問題一つとってもですね、説明もなくというふうなお話ありましたが、以前議会にも御報告させていただいたとおり、我々はまず当事者にお話をさせていただき、そのあと、家族の皆様にはお集まりいただいてですね、私も含めセンター長、それから、透析のスタッフも全てそろった中で御説明をさせていただいたところですよ。それから、住民の方には、以前もありましたように私の文書、それからセンター長の意見を付した文書をですね町民の方々に御配付をさせていただいて、その折、説明をさせていただいたというふうに認識をしております。したがって、

いろんな状況につきましてはですね、現場の判断は当然であります、それを受けて、我々が先ほど、事務長がお話ししましたとおり、しっかりそれを検証しながら、最終的な判断は、町として判断をさせていただいたというところでございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

3回しかできませんので、できるだけ3回でおさえますのでよろしくお願いします。今の、非常に大事な話ですので、一つずつちょっと確認だけしておきます。そしてちょっと曖昧だなあというところをもう1回はっきりと答えていただきたいなということもございますので、一度、もう一度確認をしておきます。条例に制定した時、制定して、もし透析ができなかった時には条例違反になるということでしたよね。条例違反だった時には、続けることは公共施設としてはやっぱりふさわしくないと、だからその時には、条例を改正しなくちゃならんと、それは当たり前のことですよね。できないから落とすっていうのは、もうこれはやっぱり公共施設としては、民間ではないですからね。公共施設ですから、当然、条例を改正しなきゃならん、条例を改正してそうやるという項目から落とすと。そうやって、正規の正当な公共施設として扱っていくと、これも当たり前のことかなと思ってそういうことでよろしいですよ。もう一つは、診療科目は、記載は必要ないと、無い事ですよ、書かなくてもいいんですよ。事務長の考え方は、あったほうがいいのかというふうに考えると、いうことなんです、言ってみれば必要か、なけにゃいかんものか、なくてもいいのか、この問題ですので、そういうことではなくてもいいんですよ、事務長が、事務長関係ないんですよ。法律の上で、法令上ない。なくてもよろしいということですよ。3つ目は、今まで診療科目に条例が書いてなかった、透析というのが書いてなかったけども、特にそれは条例違反ではないと、問題ないということで確認ができました。となると、今回、条例改正をしなくてはならないという理由は無いと思う。無いと思うか、無いんですよ。条例に書かなくたって透析が出来るんですよ、結果。だから、条例を改正する必要は見当たらない。書かなくてもいいんじゃないか、今のままでも別に透析やっても、やってもやったからやらないからって、その建物が条例違反になるわけでも何でもないということが確認をできました。ここら辺は、その次の、これが今町長の答弁でも非常に曖昧なんです、そもそも診療科目というのは、これはドクターが決めて、もちろんドクターが言ってきたことを、町側が、いわゆる設置者として認めてるっていう、これよくわかりますよ。最終的な責任者は設置者町長

でありますから、だからこの診療をやります、こういうふうにやりますっていうのは、町長が認めざるをえない、認めているということはわかります。ただも一つ一つの診療科目を決めるのが、町長なのか、ドクターなのか、ですよね1番大事な事は。ドクターは、言ってみれば国家試験を受けて、医師という免許を持って、ある意味、自分がこの診療科目をやりたいと言え、何でもできるということはないけども、何でもできるわけですね。やりたいという診療科目ができるわけです。ただ、人間の体というか診察というのは本当に幅の広いものですから、やっぱり、ドクターの中でもある分野に得意とする分野、とても得意ではない、とても手をつけたくないといういろんな分野もあるわけです。その我々は、石ころを拾うように好きなドクター、気に入ったドクターを連れてくるっていうことはなかなかできる場所ではない、となると来ていただいた医師のいわゆる標榜する医師の、医師が持っている、標榜する診療科目に従わざるをえないと、こう思うんですが、先ほども町長からも事務長からの答弁でも最終的には町長が決めるというふうにしてなんでかんで町長の町の責任のかのように私は聞こえてくるんですが、聞こえるんですが、もちろん、町長は責任だということはわかります、建前は。建前はそうだと思いますよ。ですが、現実的にそれを決めているのは誰かということです。誰が決めてる。この診療科目やりなさい、こういうふうにしなさい。救急もこういうふうにしなさいと。いうふうに決められる。決めるというのは誰なんだと、いうところが、最終的に町長に責任があることは、これは承知しています。けどそれを決めるのは一体誰なんだ。もう一度。もし答えにくければ、答えなくても結構ですけども、もう一度そこんとこだけ、もう1回確認したい。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

最初ですね、条例改正の話とですね法令の話だけ私からお答えさせていただきますが、条例の改正につきましては、そのまま、議員のおっしゃるとおりそのまま置いておくわけにはいきませんので、条例を改正することになると思います。もう一つですね、診療科目の話ですが、診療科目、先ほど申し上げましたが、法令の規定はございませんので、私の考え方は、法令の規定はありませんが、条例の趣旨から考えれば規定するほうが良いんじゃないかっていう考えを述べただけです。ですので、診療科目を載せる載せないは法令に規定はございません。以上です。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程もお話をしたようにですね、当然現場を預かっておられますセンター長が中心になり、病院の中で決めていただくことは間違いないと。したがって県からの派遣の医師もですね、我々が欲しい、例えばですね整形外科の医師が欲しいと言っても、そうならない場合は、過去にも十分ありました。だから、先日の全員協議会でしたかね、ちょっと話をしましたが、その前段で来年度の診療科目を何とか維持できるために、我々は、例えば、常勤の医師は、ほとんどは内科医師でございます。そのほかは、今も現状、非常勤の先生は全て外です。浜松医大からは整形外科の先生、眼科、耳鼻科も浜松医大、それから循環器はハートセンター含め来ていただいております。そういう状況も現場でしっかり把握をしていただきながら、来年度の状況をつないでいきたいというふうに思っております。したがって、透析についても、腎臓内科の先生は比較的どこもおられません。この状況はやはり、いわゆる北部医療圏の中での状況をしっかり把握した中でですね、役割をしっかりとしないとですね。ただ、我々は今言いましたように 3000 人の規模の状況になりましてですね総合医療も持つことは多分不可能だというふうに思ってます。一生懸命努力はさせていただきたいと思ってますが、したがって、それぞれの要望についてはですね、十分我々もわかっておりますし、病院を預かる先生方含めて技術職の方は皆さん頑張ってくださいしております。そうした中でですね、やはり、現場の医師等を含めた、皆さま方が信頼しながらですね、しっかり、一次医療をしっかり守っていくというのが、私は一番だというふうに思っております。そういうことでありますので、やはりそうして私どもがですね要望することを、先生方にもお願いをして、なるべくですね、今までも続けてまいりました。そういう状況の中で、2 番議員の森田議員もそうですが、我々の病院の経過を見ますとですね、公設民営となった時点から 11 年も過ぎ経ってますし、それから、以前もずっとその経過ずっとお話をさせていただきましたが、また公設民営から、いわゆる、公設公営へ戻したという状況もですね、逐次、説明をしてさせていただいてきたというふうに思ってます。先ほども意見陳述でありましたように、今回の基本計画、基本構想の中には、確かに、我々はその構想を作った時に、透析を 10 床持とうという状況でありました。しかしながら、先程も説明をさせていただいたとおりですね、なかなか医師含め、技術者もですね、過去の状況もそうですが、技士についてはですね、その時に足らない状況で新城市民病院さんをお願いをして、派遣をお願いした場合がありますし、そういう状況の中に来ております。したがってそれを回すにはですね、今のセンター長が、そういう状況の中で今まで支えてきていただいております。全てがそういう状況の中で、救急もですね、時間制限をかけながら、夜間から早朝まで制限をかけさせていただきましたが、今の状況になってまいりますと 24 時間告示が

できないという状況でありましてですね。救急は今のところ受け付けをしておりますが、そういうところをしっかりと補いながら、先ほど意見陳述に北設楽郡の医療関係が、私がぎくしゃくさせるというようなことを言われましたが、全くそういう事実もありませんし、北部医療圏の中の状況を新城含め北設楽郡3町村ですね、しっかり状況作らせていただいております。そのためにも電子カルテを整備しながらですね、お互いが情報共有できるということで現在進めてここまで来ております。今の段階であれば、当然、我々もですね、病床も残したいですし、救急も受け入れたい、そして透析もできるならやりたいと、これは我々が思う気持ちは当然ありますが、そういう状況に今はないという状況です。将来において、やはり安定して継続できることが一番だというふうに思っておりますので、そのところは御理解を賜りたいと思っております。以上です。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

3回目ですよ。はい、2番。

2番（森田昭夫君）

3回目ですのでこれ以上やりませんけども。今の町長の話聞いてみて、聞いて簡単にまとめると、診療科目ってのは、町長が一生懸命努力していると、努力するけども診療科目は、なかなか自分で決めるものではないと、決められないと。もちろん医師ではないからそうだと思うんですよ。そのとおりだと思うんですよ。町長では診療科目は決められない、だから、そういった腎不全なんかの患者を見ていただけるドクターを一生懸命探すけれども、そんなにたくさんいないと。ですから、簡単に言えば診療科目は、自分ではなかなか決められないというふうな理解でよろしいんですね。もし間違ったら反論いただきたいと思います。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

まず、今回のですね直接請求。先ほどのですね、代表者の西谷さんのお話。本当に御自身の状況も含めてですね、私たちはやっぱり重く受けとめる必要があると思います。そして署名された方々のですね署名への思い、それぞれある幅はあると思いますが、その点も深く受けとめる必要があると思います。その中で今回ですね条例の改正

の点は、改めて確認ですけど3点です。入院の問題とそれから救急医療の問題、そして、人工透析です。これまでですねこの3点について、東栄町では、旧せせらぎ会の経過も含めながらですけども、入院告示の病院を取り下げていると、ということが既に行ってます。そして、救急につきましては、取り下げていると、救急の告示を取り下げているというふうになります。それからあとは、入院についてはですね、地域包括ケア推進協議会の場合、この入院については、ベットがない無床というふうな流れの中で確認をしている。ただし、その場合に、ベットにかわるものとして、代替の施設が必要だというふうな確認をしています。そしてもう一つ、3点目の透析ですけども、これは現在、当初予算のところでですね盛り込まれている、新しい医療センター、保健福祉センターの基本計画の中では、透析を継続するという形で残っているわけですね。ですから私は、この3点目のですね透析については、やはり、引き続きですね、どういう形で、現状中止になっているものが、今後対応できるのかどうかということは、先ほどのですね西谷さんのお話あるようにですね、もう一度丁寧に考えていく必要がある。先ほど幾つか質疑の中で、医師体制の問題等も含めてですね、課題はあるわけですけども、この問題はやはり手続きとしてですね、基本計画の中に入っていて、それが変更になったプロセスについて、より丁寧にやっていく必要があるんじゃないかという点をですね、まず、意見として述べたいと思います。その中で一つ、確認としてですね今議論もありましたけども、医療センターの丹羽センター長がですね、2019年の12月29日の日付で出してる文書があります。今のやりとりの中でも少しそこに触れる部分がありましたけれども、大変重要な部分だと思いますので、全体はそう長くないので読まさせていただきます。東栄医療センター丹羽センター長の文書です。「人工透析中止について、今年度をもって、透析部門を閉鎖させていただくことになりました。今まで透析を専門とする者がいない中スタッフ一同、一緒に勉強続けながら、周囲の透析医療機関の支援を受けながら、ここに通う患者さんと一緒に東栄での透析医療を継続してきました。しかし、当初から透析に携わるスタッフの確保に苦労してきました。途中人手不足で何度も受け入れ制限をしたり、新城市民病院から臨床工学士の派遣をしていただいたりして、何とか続けてきました。一方東栄病院は、平成10年代に存続の危機がありましたが、一時は公設民営化で凌ぐことができました。透析に限らず可能な限り人材確保を行ってきましたが、療養病床を老人保健施設にし、さらに、老人保健施設を廃止、救急の受け入れを止め診療所としてやっと保ってきた状況です。透析医療はその特殊性もあり、医師、看護師、臨床工学士とともに新たな確保が極めて困難です。ここに至り継続して安全に透析業務を行っていく見通しが立たなくなってきました。今も透析スタッフが1人欠けても、突然中止せざるをえない状況です。この厳しい状況をどうか御理解お願いしたいと思います。転院につきましては、できる限り円滑に進められるよう努め、最後の1人の方まで安全に実施していきたいと思います。御協力をお願いします。皆様の期待に沿うことが

できず、申しわけありません」という文書が出されて全世帯に届けられたという経過があります。1点はですね、ここの部分が今後変わっていく、つまり、中止だけでも再開できるということも含めてですね、今後の状況、現在の状況も含めてこの見通しがあるのかないのかっていう点が1点です。それからもう一つは、今回のですね、直接請求のところで出されています、今の人工透析の話、それから、入院ベッドの話、それから救急対応、これをですね今後、条例が改正され、それを義務づけられたとするならば、現在の東栄町が進めている事業計画上ですねどんな変更が必要なのか、どんなまた手続等がですね新たに生まれるのか、この2点についてですね。説明をお願いします。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

はい。私の方から透析のことだけをお答えさせていただきます。透析につきまして加藤議員が言われるとおり、安全で安心な治療ができないということで中止させていただきました。その中止させていただいた理由につきましては、先ほど町長言いましたように、医師の確保ですとか、技士、看護師の確保も難しくなってきたというようなこともございました。ということで、状況は変わっておりませんので再開はできない、こう思っております。以上です。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今お話がありましたようにですね、仮に今現在今年度は、先だってもお話をさせていただきましたが、入院患者は1日平均3.8人です、ということは、4人に満たないという状況であります。そういう状況になっております。それから、仮にですねこれを受け、先ほど言いましたように入院患者は条例化した場合、透析を再開する。ましてや、入院までもう一度その新しい施設でやるということになりますと、約概算で建設費が6億ぐらいまた必要になってくるんじゃないかと。これ試算をしておるわけではなく、ざっとの概算ですが6億、それから、当然入院をするということになればですね、その入院のための施設の整備がですねまたそれ以上にかかるということは間違いなくそう思っております。そういう状況でございますので、我々が今まで検討して

ですねまとめ上げてきた、先ほども言いましたように、基本計画、いわゆる基本構想、基本計画の中ではですね無床の状況でいく。先ほど言いましたように透析の10床だけは、以前から何回も一般質問等されておりますいろいろな場面でお話が出ていますが、これにつきましては先ほど5番議員の加藤議員がおっしゃるとおり、現場との調整の中でですね、何とか継続していきたいという状況でありましたが、その段階を踏んでですね、年度の途中に、患者さん、それから家族に説明をしていただきながら、このことについてはですね、今回の新たな施設の中には、透析の、いわゆる施設をつくらないという状況で来ておりますので、この基本計画についての記述にあるということだけは、以前もおわびを申し上げたとおり、その段階では続けたいという状況でしたが、そういう状況の中でですね、先生方も含めて決断をさせていただいたというところでございますので、よろしくお願いしたいと。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

まず、お尋ねいたします。町長の意見書についてですが、この意見書の中にはですね人的な問題を挙げております。看護師不足、スタッフ確保の目途が立たずなどであります。丹羽センター長が昨年2月に出した文書によりますと、この地域の医療の文化の中で育った人材をただ消耗し、さらに、散逸してきたとあります。村上町政の6年間で医師、看護師の人数が、坂道を転がり落ちるように減っているという状況であります。そこに今、介護師不足による介護崩壊というようなことも聞こえております。なぜ、医療、介護のスタッフがこの町から離れていくのかということを伺いたいと思います。一般的には賃金が安いことが原因だと言われますが、村上町政のもとでの離職の原因は何なんのでしょうか。6年間で常勤医師は、西谷さんもおっしゃいました。7人いたお医者さんが3人にまで減っています。しかし町の人口がその間に半減したわけではありません。改めて町長に伺いたいと思います。医療、介護の人材を確保するために、町長が行ってきた努力を977人の署名者のために改めてお示しいただきたいと思います。病院を失う、そして、透析を失うという状況の中で、前の尾林町長、その前の森田町長がしてきた努力と比べて、どのように勝る努力をしていたのか、具体的にお示しください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

浅尾議員には何回もこの質問をされておりますので一般質問の中でもお答えをさせていただきました。現状は変わってきておことはまず御理解をいただきたいと思ひます。病院の経営状況もですね今までもずっと御説明させていただいたとおり、御説明のなつた段階での説明会での状況も御説明させていただきましたし、いわゆる患者の推移もですねお話をさせていただいてきました。過去にはですね、派遣の医師も当然そうですが、県の枠の中で、へき地で派遣をいただいて、先ほど森田議員がおつしやられたとおり、いわゆる研修期間を置いてですね、そのままれ残っていただけるという先生、今、特に東栄病院の場合は、丹羽センター長夫妻がですね残っていただければ、研修を行った後もですね東栄病院に残っていただいた状況の中で今現在こういう状況を保っておるというふうに思つて。それから、常勤の医師をですねなかなか採用できない、これは、以前もお話しさせていただいたとおり県にもお願いをし、以前は日赤からの派遣もございましたし、近隣の市民病院からの、いわゆる研修等の短期間でありましたが、来ていただく医師の方もお見えになります。現状ですね、先ほど意見陳述でありましたように、県の会議に欠席をされたという状況は、確かに欠席をしておりますが、その場で、以前の一般質問でも私はお答えをさせていただきましたが、その場で、我々の地域の医師の要望する場所ではありません、そこは、その会議は。そういう状況でありますので、我々は、議会の皆様方と一緒になつてですね医療局への要望もさせていただいておりますし、その都度、確保していただきたい。それから、北部医療圏の中での全体での要望もさせていただいておりますし、北設楽郡の町村会としての医師の要望もさせていただいております。しかしながら、やっぱりいろんな状況があるわけでありまふ。したがつて、1自治体病院に派遣をいただける先生というのはなかなか見つかりません。ですから、医療圏の中でそういう役割を持ちながら、我々のところから、例えば新城から豊根さんだったり津具さんだったり、それから私どもに派遣していただいた先生が、郡内ですね診療所に曜日を決めて巡回をさせていただいた、こういう役割をそれぞれでやっておるわけでありまふ。したがつて、毎年ですね、そういう状況を見ながら、特に3年度については先ほどちょっとお話ししたようにですね、常勤の医師だけでは、常勤は内科医しかいませんので、ほかの診療科目については非常勤でお願いせざるを得んという状況であります。そういう状況をぜひ理解をしていただきたいと思ひます。しっかり今後もですね、いろんなところに御相談をさせていただきながら、医師の確保には努めてまいりたいと思ひますが、現実に入院を回すためにはですよ。365日24時間体制を作らにやいかんわけです。したがつて、以前も説明させていただいたとおり、宿直医、日直医を含めてですね、今の現状では回せないから、いろんな病院にお願いしてですね、現在来ていただいております。その先生方も、元々は東栄病院で以前研修を積んでいただいた先生方

ばっかです。だからこそ、そういう関係をつくっていただいた先生であるからこそですね、今の現状を見据えて、御協力を願っておるという状況でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

私が伺ったのは、医師を確保するためにどんな努力があったかということでした。具体的にお示しいただけなかったと考えております。次の質問に移ります。私は、町長の意見書を読んで、非常に冷たい人間味の無い意見書だと感じました。一番悲しくなった部分を御紹介します。今回の請求による入院医療、人工透析、救急医療の実施につきましては、略としまして、実施できないことを踏まえれば、請求者をはじめ住民の皆様は何ら利益にはならないのも事実であります。この点について伺いたいと思います。町長は町民の直接請求の要求が最初から実行できないという点を不動の事実としています。簡単に言いますと、実施できないから条例改正しても無意味である、と条例に従う意思が無いと言っているように思います。今まさに質疑が行われる段階であり、このような意見は、法治行政を軽視するものだとは私は考えます。実施できないことを踏まえれば、請求者をはじめ住民の皆様は何ら利益にはならないのも事実であります。3町村との協議、または、これだけの民意を集めた直接請求を受けて、町長には、県との協議を改めて求める道もあると思います。そして、保健所には、前住民福祉課長の原田英一氏などが、一番の問題は、町長と丹羽センター長とがコミュニケーションがとれていないことと保健所に報告をしておりました。そして、町の会議では、丹羽センター長が月の半分も夜勤をしておられるというそういった厳しい状況が報告されておるんです。それに関して、町長の努力が足りていないのではないかと私は考えるものです。この条例が可決された場合に、町長はその実現に向けて、努力する意思はあるのかないのか伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何回もそういうところを御質問されておりますので、丹羽センター長と私の状況は、そのようなことは全くありません。したがって、今回の基本構想基本計画もそうです

し、そういう状況は以前も何度もお話をさせていただいたとおり、病院側のセンター長含めた中で、この計画を立ててきていただいております。それからこの意見書もですね、私は勝手に作つとるわけではないので、センター長の状況、いわゆる先ほど森田議員がお話ししたとおり、このことについてはですね、いわゆる現場を預かる人たちの意見を聞くの当たり前でありますので、したがって、ここに書いてあることが、基本構想、基本計画の中にある方針に変わりはないと思っています。だから、何度も言いますように、透析の問題は今、以前から何度も言っています、誠に申しわけないというふうに思っております。先ほど加藤委員が言いましたように、再開することも不可能ではないかもわかりませんが、これは。充実ができて医師の確保だったりですね、そういうことがあるかわかりませんが、今の段階は、そういうところではありません。我々はしっかり、医師との信頼関係をつくって、今後、我々の地域、3000人を切る、間もなく切ると思いますが、そういう状況の中で、民間の医療機関もない中で、一次医療を何とか確保させていただきたいというふうに思っています。以前、地域の新聞にですね、ちゃんとまとめていただいた記事を載せていただいたあの新聞社あります。これが我々の全てです。だからこそ、我々はチームをつくってですね、今後の地域包括ケアを目指してですね、医療、介護の、いわゆるコーディネーターを育成してですね、今後、連携をとりながら進めていきたいと思っています。なかなか専門医をですね、先程言いましたように確保するのは非常に大変です。ですから、例えば看護師が保健師の役割を担うだとか、保健師がその役割を担うだとかですね、そういったところを、やはり、皆さんで連携をとらない限り、確実なスタッフをですね整えることは非常に難しいです。今後はしっかりですね、北部医療圏の中に、新城市さん、設楽町さん豊根さんともしっかりと連携を取りながら、我々の地域医療、この地域の医療をですね守っていききたい、そのためには、まずはですね、この地域我々東栄町ですね、かかりつけ医となる医者がですねやはり必要です。ここだけは、何としても頑張っていきたいと思っていますので、その辺のところはぜひ御理解をいただきたい。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

最後です。今回の直接請求の内容が、町長の意見書によりますと東栄医療センターの医師や看護師に対する相当な圧力となることも否めませんと書いてあることにも私は大変悲しく憤りを感じました。かかりつけ医としての機能すら果たすことができない危険性をはらんでいることを危惧しておりますという記載であります。これはですね、まるで透析患者さんの治療を行えば、入院を行えば、かかりつけ医としての機

能を果たすことができなくなる危険性があると。つまり、町の医療が崩壊するかのような言い分だと思うからです。これは透析患者さん、そして病気をお持ちの町民に対する差別につながるのではないかと私は考えます。平成30年9月19日、東栄町医療センター等調整会議作業部会の結果報告書を紹介します。既に30年の9月時点で、町は東栄町では診られない人として議論を進めておりました。5つのグループを挙げています。1 急性期の人、2 人工呼吸器をつけている人、3 吸痰をしている人、4 熱が出やすい人、5 透析の人、(緊急時)の5つでありました。この調整会議というのはですね、当時の原田英一住民福祉課長によりますと、要は、無床診療所で話を進めてきたが、もう1回、無床でいいよねっていうことをもう一度確認するためなどと設置の目的を語っていたものであります。平成30年3月、区長らでつくる地域包括ケア対策協議会の皆さんが、病床がなくなる不安を訴え、病床にかわる代替施設の設置を求める答申を出したことにこたえる形で設置されたものであります。そして調整会議の中で、原田課長は町でどこまで診るかをここで決めて提案するようと、医療従事者に求めます。町長に考えろというのは無理だ、ましてや事務屋には無理だと言っています。対する看護師は、現場の人がここまで診たい、診たくないというのでいいのかと反発し、当時の看護師長は、こんなごく一部の人間が出ているだけの会議で決めていいのかと、反論しています。今回、町長の意見書にある入院、透析、救急を行えば、町の在宅療養支援診療所の機能が果たすことができない危険性との文言はですね、少数の透析患者、ご病気をお持ちの町民を排除し、差別することにつながるのではないのでしょうか。町長の認識を伺います。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も言うておりますように、その経過の話ですのでそれは、経過の、その時の状況で、会議というのはですねいろんな皆さんの意見を聞いてそれをまとめていくわけでありまして、それぞれの個々の意見は、そのように申したかも知れませんが、それをまとめて最終的な判断をし結論付けしていくわけですから。そのことはしっかり理解をしていただけないところはあります。それから、意見書の中にありますように、何度も今まで事務長もお話をしておりますが、こういうことを義務づけてですねやれるかどうかなんです。できるからこそ条例化するんです。できないものを条例化してですね、やれという状況になったときに、このことを先ほど何度も言ってますように、我々は現場を信頼し現場の中でそういう判断をしてきていただいております。ですから、このことについてその方針で、今後ですね、病院側とも詰めた

がら、我々の地域の医療をこのようにしていくということを今進めておるわけじゃないですか。だからここでやるという現状になったときに、今の医師、看護師たちがですね、これできない、やれといったときに、やれなかった場合どうされるわけですか。だからそれ危惧されるということで、そのことはしっかり理解をしていただかないと困ると思います。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

町長、今、結論的なことを言ったと思うんですけども、これから直接請求による条例改正案、採決すると思うんですけど。私聞きたいんですけども。町長は、これが仮にですよ採決した時に可決となった場合は、できないものはできんだということで終わるんですか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

はい、3番。

3番（山本典式君）

仮定の話たって回答したんじゃないですか。できないものはできんて言っとったんじゃないですか。

仮定の話にしても、可決されたとなった場合は、町長はこの条例改正について、どういうふうに扱うつもりでおるんですか。仮定ではなくて、そういう結果が出る場合があるんでしょう。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

これはそれぞれ議会の皆様方の判断によるところでありますので、我々は意見を付して今回上程させていただいておりますのでそれを真摯に受け止めさせていただきます。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

でも今、町長言ったんじゃないです。幾ら条例ができたって、できないものはできないと。そういう対応で行くんですか。私もどっちかで、否決か可決か今考えておるんですけど。可決しても無理なところあるんじゃないですか町長の回答だと、もう既に回答しているんじゃないですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

意見書に書いてあるとおりです。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

全然回答してないんですよ。否決の場合どうだとか、否決の場合はそれで今の現状でいいかもしれません。可決なった場合どういう対応していくかっていうのはやっぱし、町長いみじくも今言ったと私は理解しておりますけど、幾ら可決されたってできないものはできんだ、いうふうに回答しているような感じがしたんで、確認したわけ。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。はい。それでは、質疑を終わります。それでは本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。反対ですか。

2 番（森田昭夫君）

まず、討論する前に、まず、マスコミに言われるような、町長の賛成派、反対派、というような意識で討論していないことをお伝えします。議員は、町民の利益のため、公平にその権限を行使し、一部の奉仕者ではないという理念を持って、執行機関を公正に眺め、厳正に批判し、行財政上の重要事項について適正で公平、妥当な結論を見出して、結論を導いていることを宣言します。私は、この条例改正案に反対します。先ほど、執行部に対する答弁でもお分かりのとおり、条例を制定することで、仮に透析を行うドクターが、緊急やむを得ない状況で、透析治療ができなくなった場合、医療センターは、公共施設として、条例違反になってしまいます。そのまま医療を続けるためには、改めて条例改正をして、透析治療の部分を削除しなくてはなりません。また、自治法でも設置条例に診療科目を記載しなければならないという決まりがないことは、実は私も県に確認をしております。簡単に言えば、記載しなくても何ら問題がなく、記載のない公共の診療施設も幾つかあるとのこと。事務長は無いよりあったほうが良いと、こういうお答えでしたが、なければ、別になくても十分であると、結構であるという回答は、私は、県からも確認をしております。法律や条例は、本来、性善説で成り立っております。そんなに悪い人はいないだろうということですね。そういう性善説で成り立っておりますして、人を規制する文言は、本来、無ければ無いほうが、人々の信頼関係は厚くなります。むしろ、現行の条文で、現行の条例で、透析治療が今までは行われてきておりまして、先ほど回答いただいたとおり条例違反にも当たらなかったため、あえて透析治療を条文に加えなければならないという理由は見当たりません。むしろ、先ほどの執行部の回答ではっきりしたことは、医療体制、いわゆる救急を行うとか、病床のベッドを持った治療を行うとか、医療施設の開設者である町長が最終的な責任者であることはもちろん承知していますし、そのようにも回答はいただいておりますが、先ほど確認したとおり、現実には町長や議会では決定はできません。治療は当たり前のことですが、医師の資格が必要です。それにこのような、へき地医療に赴任いただける医師は非常に少ない状況で、どこのへき地でも医師の確保に苦慮しています。どのような診療を、どのような方針で、どのように行っていくかは、現実には、町長や議会が決定するのではなく、赴任をいただいた医師が、ドクターが決定しているということは、誰もが承知していることだと思います。私も、ないよりあったほうが良い。やらないよりやったほうが良いということなら、透析医療を、透析の治療も、救急の受け入れも、病床の確保もやってほしいと思います。しかし、赴任いただいている医師が、あるいはドクターからできないと言われれば、それに従うしかないのです。透析も救急も病床の確保も、町長でも議会でもなく、医療センターにお願いすべきで、医療センターのスタッフがやると言えば、町長も、議会も、反対をすることはないでしょう。むしろ、今回のこの請求は、反対されれば、リコール運動に発展させる、というような報道もあり、政争の具にしか見えないのは、私だけ

ではないと思います。マスコミは、それを政争の具になって、町長の賛成派が多いから否決されるだろうとか、コロナ禍を理由に傍聴を制限した、という報道がされています。コロナ禍のため、どこでも密を避けているにもかかわらず、東栄町の議会は、特別であるかのような報道は、正確で、公正、責任ある報道とは言えません。3000人の小さな町の政争をとらえ、この町を乱し、混乱させておきながら、メディアは、高い倫理意識を備え、真実を追求し、あらゆる権力から独立した存在だと言えるでしょうか。以上の事から、この条例制定案は、制定をしなければならない理由が見つからないので反対をし、マスコミの正確、公正に、的確な、小さな町の政争の具とならない報道をお願いをして反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい。次に賛成者の発言を許します。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。977筆の町民の願いを込めたこの直接請求に賛成の立場で討論を行います。まず、森田議員からの質疑の中で、言われております診療科目として取り扱われるべきかどうかという点について、私の私見を述べさせていただきます。透析はですね内科の一つの分野でありますので、必ずしも、条例に明記する必要がないものです。私が考えますには、その条例に明記する必要がないものであるために、透析患者の皆さんは、突然の一方的な説明だけで、この命綱の透析治療を失うことになりました。おととしの9月の24日、非公開の議会の協議会の中で、私は口頭でこの透析中止について突然報告されました。議題の中に入っておらず、その他と書いてある部分での突然の口頭の報告でした。これも議決事項でない、条例に関わらないために、私たちの意見ははなから問題ではないという態度でありました。それでありますので、森田議員が言われるとおり、行政が住民に対して作る約束事、決まり事は少ないにこしたことはありません。ただし、それは信頼関係が成り立っている場合であります。既に一方的な中止の報告を受け、町民と行政との信頼関係は損なわれていると感じます。今回の町長の意見書の中で、初めて、豊川や豊橋を含む東三河南部医療圏も念頭に入れて、東栄町の医療を考えるべきだと明らかにしている点は、大変重大だと思っています。町長がこの間、連携を強調している、新城市民病院は、北設楽郡の医師会長、伊藤幸喜先生や新城医師会長、中根先生が、県の関係会議で強調しているように、総合内科医だけで、上級の専門医師がいないという状況。救急をお願いしても、豊川や豊橋に搬送されるという問題が指摘されています。この地域で暮らしていくことを、東栄医療センターでの入院、透析、救急が無くなれば、大

変困難にさせるものだと考えています。この東栄町北設楽郡内に小規模でも入院、透析、救急医療ができる医療機関を残すことこそ町民の利益にかなうものだと考え、本改正案に賛成いたします。

議長（原田安生君）

はい、ほかに討論はございませんか。

反対、今度、反対者。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

はい。直接請求で条例改正が出てまいりました。今回の問題ですが、多くの町民の皆さんは、できるのであれば、入院も透析も救急も継続できればと、そんな思いだろうと私は思っています。先ほど町長もそのような発言をされました。院長先生も優しい方ですから、そんな思いではないかと思っています。今回の直接請求は、今後どのように展開をしていくのかわかりませんが、私は、この町がどうなるのか、今後について、将来について、心配をしています。貧しくても、平和で静かな町が、どうなるのか。町民の皆さんも大変心配をしています。これまで、町民の皆さんが、長年にわたり大切にしてきた、育んできた、友情やきずな、結の精神、そうした信頼関係が、人間関係が、崩れていくことがあるかも知れません。外へ出ていく人たちも、ふるさとを思い心配をしてくれています。そんな思いを胸に討論に入ります。全国にある公立病院、自治体病院の約 7 割が赤字と聞いております。特に山間地、過疎地では、どう病院を診療所を残していくのか大きな問題になっています。東栄町も例外ではありません。現在の診療所は、老朽化が激しく、エレベーターが故障しても部品もなく修理できないと聞いております。時々、雨漏りもあるようです。また、医師の確保などマンパワーの問題、人口減少による患者の減少、大きな赤字が続く財政の問題など、どうするんですか。企業でも、どんな事業でも、始めるときよりも撤退する時が、その判断が、一番重要だと、大企業の創業者の方々は言っています。医療センターは、その判断をするぎりぎりのところかも知れません。この問題は、長年にわたって議論、討論してまいりました。平成 24 年には医療のあり方検討委員会が設置され、議会からも数人入り 1 年近い検討をしたと思います。視察にも二手に分かれて、2 カ所ほど行ってきましたが、いずれも東栄町のように過疎が進む山間地の診療所を見てまいりました。8 年前です。私が行ったのは、和歌山県の高野町にあります高野山総合診療所でした。世界遺産にも 5 登録されました観光の町だったです。当時は、東栄町と同じくらいの町だったと思いますが、今は人口も 3000 を切ったようです。そこは 60 年間町立病院として運営してきましたが、ちょうど私たち

が行った年の4月に診療形態変更して、病院から診療所になったようです。その理由は、マンパワーの確保が困難となり、入院患者も1日平均42人をピークに、そんなときもあったようです。それ以来減少を続けて、平成23年には9人となって入院機能の維持は困難と判断して、住民の皆さんに、今後、安定、継続した医療を提供していくために選択したようです。外来は今までと変わらないが、入院が必要な場合は、医療機関を紹介したり、また、通院が困難な方には、定期的な訪問診療や訪問看護で対応しているそうです。今思うと、高野町は、決断が、判断が早かったと思います。直接請求の入院については、医師の確保と入院患者の減少が問題です。県が一昨年実施した調査で、県内にある全323病院のうち78の病院が24%が医師不足により入院診療の休止や診療時間の短縮、時間外救急患者の受け入れ制限などの診療制限をしているそうです。こうした問題は、東栄町だけが抱えている問題ではありません。国のほうでも動いているのは、御承知かと思います。厚生労働省は、令和元年9月に再編統合の検討が必要だとして、全国424の公立公的病院を名指ししました。高齢化や人口減少が進む中、医療体制は見直しを迫られています。透析については、昨年度末、令和2年3月31日をもって中止となりました。その理由を、センター長は、東栄病院は、平成10年代に存続の危機がありましたが、一時は公設民営化でしのぐことができました。透析に限らず、可能な限り人材確保を行ってきましたが、療養病床を老人保健施設にし、さらに、老健を廃止し、救急の受け入れ求め、診療所にしてやっと保ってきた状況です。透析医療は、その特殊性もあり、医師、看護師、臨床工学技士とも、新たな確保が極めて困難です。ここに至り、継続して安全に透析業務を行っていく見通しが立たなくなりました。この厳しい状況を、どうか御理解ください、こう言われました。苦渋の決断だったと思います。本当に、厳しい環境、状況のもとで、先生方はじめ職員の皆さんはよく頑張ってくれたと思います。今後は、患者さんの通院の支援の充実、糖尿病対策なども、保健センターが中心となり、しっかり取り組んでいかなければなりません。また、救急の受け入れ中止についても、外来、病棟、巡回診療、訪問診療などの中で、救急体制をとることが難しくなったためです。総合病院のように、救急対応する医師がいるところと違って、常勤医師3名の体制では難しい状態です。いざというときは、新城消防の救急車が常時待機しています。命の道である道路の整備も進んでいます。三遠南信の東栄、鳳来橋間もあと少しです。1日も早い開通を目指し、私たちも後押ししてまいります。また、重大な場合には、ドクターヘリの搬送で、救急病院での高度医療も含めた適切な処置が可能になっています。御理解いただきたいと思います。冒頭申し上げましたが、入院も透析も救急も、できることなら継続してもらいたいと思っている人は多いと思います。しかし、ここは一時の感情ではなく冷静に考え、判断していただきたいです。時代の変化の中で、東栄町の置かれている状況をよく考えてください。今後、そんな病院を維持していけるといいますか。今、東栄町にとって1番大事なことは、医療の安定的な継続であります。

しかし、山間地においては、どこにも抱えている問題ですが、人口が減少し、過疎拡大の深刻さが増しています。本町の人口も、年内に 3000 を切るかも知れません。しかし、どのような状況に置かれようとも、子供たちのために、孫たちのために、本町の未来のために、診療所の継続を最優先に考えます。以上の理由により、議案第 29 号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、残念ですが反対いたします。以上で討論を終わります。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

私は、議会制民主主義において議員の 1 人として、今回の町民の署名活動の結果である 1076 名、有権者のうちの 40% 近い署名を尊重し、賛成討論とします。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございますか。はい。これで討論を終わります。これより、議案第 29 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者 2 名 >

はい。2 名ですね。挙手、少数であります。よって、議案第 29 号は否決されました。

----- **議案第 30 号** -----

議長（原田安生君）

。次に、日程第 27 議案第 30 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 1 号についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

まず、最初にですね、今回の補正につきましては、地方創生臨時交付金の三次分の交付が予定されていることから、この交付金により、年度当初から実施したい事業につきまして令和 3 年度の補正予算として計上するものでありますのでよろしくお願いいたします。それでは、予算書の 1 ページをお願いします。議案第 30 号令和 3 年

度東栄町一般会計補正予算第1号について、続いて2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1267万3000円を追加し、予算総額を41億3267万3000円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、新型コロナウイルス対策を今後進めていくに当たり、会計年度職員1名を雇用するための人件費であります。12目新型コロナウイルス対策費は、感染防止のためのアルコール消毒液、手袋等の衛生用品及び公共施設に設置するパーテーション、空気清浄機、非接触検温システム等を購入するものです。3款1項1目社会福祉総務費は、新型コロナウイルスに感染し、病院への搬送が必要な場合に、予防対策を施した車両2台を利用できるようにするための改修費とそのことを広報車を使ってお知らせするための経費です。4目老人福祉費18節、在宅福祉サービス機能強化持続事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の発生により、サービスの提供に影響を受ける訪問系及び通所系サービス事業者に対し、高齢者への支援が安全に継続できることを目的として運営費等の補助を行うものです。福祉、介護サービス等事業継続支援事業補助金は、やまゆり荘をはじめとする介護福祉施設等の14事業所に対して、感染症の感染防止及び蔓延防止に使用するための衛生用品、並びにサービス提供時の接触軽減やオンライン面会、事業所間の情報共有等に使用するICT機器及びインターネット環境備品の購入に対して補助するものです。8ページ、9款1項1目教育委員会費12節、小中学校ICT支援業務委託料は、小中学校のICT機器を活用した事業に対して、専門的な見地から機器の取り扱いや授業の組み立てなどを助言をいただくもので、教職員の負担軽減やICT化をさらに進めて効果的な事業を目指すものです。4項2目学校給食共同調理場費は、コロナ禍における家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に給食費を半額とするものです。5項4目生涯学習推進事業費、17節、飛沫防止アクリルパーテーション購入費は、生涯学習講座等における感染防止対策として、アクリル製のパーテーションを20組購入するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正の財源は全て14款2項の地方創生臨時交付金を充てます。20款5項1目雑入の小中学校給食費は、臨時交付金を充当することによる減額です。以上で、一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第30号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明がありました内容ですけれども確認で、地方創生臨時交付金の第三次分が確定したと。その内容を、補正予算としてということで編成し、定例会最終日に間に合わせたという、そういう事情でよろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。先ほど冒頭でもお話ししましたが。来年度ですけれどもどこかで臨時ということも考えましたが、やはり4月からですね、早速対応していきたいものにつきまして、今回お願いして、残りの部分まだ交付金ございますので、そちらにつきましては、今後、事業をもう少し精査してですね、しっかりコロナ対策としてですね住民の皆さんも理解していただけるような形でですね内容を作って、次回以降のですね補正予算で対応していきたいと思います。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

その点では、全体の確定ではないけれども、確定できるものは早目早目にやって事業化していきたいということの整理ということで良いですか。

議長（原田安生君）

回答は良いですか。そのほかございますか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

今日の冒頭、山本議員も指摘しておられましたが、この議案がですね、配られたのは本日でありました。過去にも、東栄町議会においては最終日に追加上程ということが起こりました。防災行政無線については、まさにその予算額について議論した直後に、追加の費用が発生しているということを告げられることがありました。議員としては十分に審議する時間がとれず、関係者に問い合わせることもできないという非常に苦しい事態であります。またこの間に追加で上程されたものの中には、事前に追加

が来るから予告されたものもありました。今回それすらなく、最終日の突然の上程であつたわけであります。なぜ、予告なしに当日に行ったのかという点伺いたいと思います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。今回何とかここに間に合わせたいということで調整をしておりましたので、最終日にですね上げさしていただくという形になりましたのでよろしく願いいたします。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

４番（浅尾もと子君）

では、議員に審議のための時間を与えることなく、最終日に議案を上程することは問題ないと考えておられるわけですね。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

できれば今回の議会の冒頭にも挙げたい、定例会のですね初日にも上げたいという形でもありましたが、どうしても時間的な制約がないのとそれからやはり今会期中にですね何とかこれについてですね審議していただいて、予算の執行のほうですねしていきたいということで、最終日１日この場でですね審議いただくということになったという形になったということでございます。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

4 番（浅尾もと子君）

この突然の上程、議員に対して、この検討の機会を与えないという提案の方法について、反省の弁はなかったと理解しました。もう 1 点、最後に伺いたいのは、これまで議会に対しては、新型コロナの臨時交付金の用途を一覧表にして配っていましたが今回それがないということなので、改めて求めたいと思いますが、認識を伺います。
（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。そういったようなお話がありましたらまた整理してですね、お配りをさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございますか。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

本日突然追加上程された議案に対して反対の立場で討論いたします。まず、私は議会の議員としてですね、この議案についてよく調べてもおらず、その内容を町民に説明することもできません。こういったものを、議会の場で、審議不十分のまま議決するということは許されないと考えます。そして、このような議案の上程を良しとしている町執行部がですね、どれほど議会を軽視しているかということを痛感いたしました。このような運営に抗議を申し上げて、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい。次に賛成者の発言を許しますが、見えますか。

それでは反対者がありましたので、これより議案第 30 号を挙手により採決をいたします。本案は原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6 名>

挙手多数であります。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 31 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 28 議案第 31 号東栄町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。失礼します。一つ追加上程をさせていただきます。議案第 31 号東栄町課設置条例の一部改正についてでございます。提案理由につきましては表紙の 1 番下に書いてあるとおり、この案を提出するのは、事務機構の見直しを行うため改正する必要があるからである。1 枚はねていただきますと、新旧対照表がございます。改正前ですと、7 つの課が設置することになっておりましたが、改正後では、税務会計課を税務課として、出納室と税務課に分かれることとなります。もう一つが、地域支援課、この課を振興課に統合するということで、地域支援課を削除いたします。以上でございます。すいません。この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行します。以上です。

議長（原田安生君）

はい、議案第 31 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

私の記憶をする限りでは、地域支援課っていうのは、振興課入れるっていうことは、それはそれとしても、これは町長、公約っていうのかなあ。そういうことの中で新しく起こしたと思うんですけども、記憶に間違いなければ、それを振興課で中へ含んでくということの中で、直接的な理由は、目的を達成したということですか。どういう理由なんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

地域支援課につきましてはですね移住定住施策だったり、いわゆる、集落カルテだったりという、地域ですねお手伝いというか、でありました。私が就任してからこの課を創設させていただきましたが、特に今、職員の確保だったりですね、そういった問題もありまして、課の状況ですね、地域支援課一つとりますと、現在の状況は、課長と係長の2名体制であります。こういった状況でありました。特に移住定住につきましては今年度も約20件のですね空き家の成立ができたという状況であります。それからもう一つ懸案でありました、東栄町内に不動産業を開業をさせていただいたところでございます。ご存知のように奥三河不動産という会社ことができました。そこでの情報提供のもできるようになりましたし、それから、元々地域おこし協力隊でございました西条も西条不動産という形で移住、定住の情報をとりながら協定を結ばせていただいたところでございます。今後もですね地域支援課をですね、実は充実をしていきたいというふうに思っていました、特に職員の状況の中でですね、2人体制の中では非常に難しい状況です。従いまして、振興課へ地域支援係としてさせていただいて、その全体の中で、またその移住定住含めてですね進めてまいりたいというふうに思っております。それから税務会計課につきましては、出納室の方と会計課を除いて税務課に戻しますが、この状況はですね税務については、今後我々進めております、保健福祉センターを含めた医療センターとの全体の連携をですね、令和4年度から御承知のように桜平の方に移すという状況であります。こういった状況の中で、また、それぞれの課の状況で、私ども一番思っているのはですね国保料を国保税にしたいというふうに思ってます。ですから、来年度から1年かけて、国保料を税の、いわゆる法律の中で国保税にさせていただく準備をしながら、税務課の中で今現在は住民福祉課の中に国保係がありますが、連携をとりながら1年かけて、令和4年度からですね国保税にしたいというふうに思っております。こんなような状況の中で、職員採用の状況も充足がなかなかできないという状況でございます。来年度事務職3名の採用という状況で現在ありますので、そういったことを含めながら、課の再編をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3 番（山本典式君）

町長、私そんなこと聞いてませんけども、国保税にするなんていうことを聞いておりません。やるかやらんかわからんことには、言わん方が良いじゃないですか。とにかく私が聞いているのは、もうちょっと踏み込んで聞くと、地域支援課っちゅうのは町長が鳴り物入りで作った課だと私は記憶しております。そうすると例えばあの当時だと園地区ですね、台帳を作ってというようなことを整理してというようなお仕事やっと思ったと思うんです。それで、過疎地域である振草とかそういう方にも、そういう形の整備をしていくんだ、というような形でちょっと私、記憶の中でいうとそういう台帳や何かは整理できたんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今回、課の設置条例の事でございましたので、全体を含めて、回答させていただきました。地域支援課は今お話ししたとおりでありますので、以前もお話をさせていただいております行政報告で同じお話をさせていただいたとおり、移住定住についてはその都度、施策等も含めて実績も報告させていただいております。その状況の中で、地域支援課としてのですね、何というかですね、拡充、充実をですねしていきたいと思いましたが、やはり今の状況ではちょっと難しいというところであります。しっかりまたこの辺のところはですね、さっき言った、移住定住はですね、民間の力もお借りしながらですね、しっかり進めて行きたいと思ひますし、空き家台帳につきましてはですね、以前の調査も終わっておりますし、今後はせんだっての空き家のですね会議を開きましたが、その中では危険家屋の問題もありますし、そういった状況を来年度からもまた進めていきたいと思ひておりますが、今のところですね、移住定住については、この何年かの中でですね、特に今年はコロナ禍であります、そういう状況の中で、移住定住者も増えておりますので、しっかり、課としては今回無くなるわけですが係として残りますので、その中でしっかり、また、今後もですね取り組みを進めてまいりたいと思ひます。以上です。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

最後。3 回目の質問で、今、町長最後に答弁ありましたので、それでいいんですけども、地域支援課の中でやるべきこと、課はなくなっても、引き続きやっていくということでもいいわけですね。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

先ほどの一般会計補正予算と同じく、予告なく最終日に突然の上程となった理由を教えてください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も申しましたように、職員の採用状況等を踏まえてですね、今の段階になったということで御理解をいただきたい。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

それでは職員の採用状況見て緊急に決めた。昨日とか一昨日とかそれほど緊急に決めたと理解してよいですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

そのような事はございません。

（「議長、４番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、４番。

４番（浅尾もと子君）

では、いつ決めて、本日の報告になったのか伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほどもお話ししたとおり、税務の状況も全体を含めた中の話でありますし、職員間の状況見ますと、地域支援課で今まで進めてきた業務内容も含めてですね、検討した段階の中で、最終的に決めさせていただいて、本日の議会最終日に上程をさせていただいたということでございます。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、４番」の声あり）

はい、４番。

４番（浅尾もと子君）

反対です。日本共産党の浅尾もと子です。本議案が本日突然の議案上程であり、審議不十分であることから反対いたします。質疑の中では、いつ決めて、きょうの上程になったのかとお尋ねしましたが、いつ決めたか、答弁していただけなかったことも大変残念に思います。以上で討論といたします。

議長（原田安生君）

次に賛成者、特にいません。はい。反対がありましたのでこれより議案第 31 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6 名>

はい、挙手多数です。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

----- 意見書第 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 29、意見書第 1 号歯科保健事業を拡充し、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案の提出についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

意見書第 1 号、歯科保健事業を拡充し、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案の提出について。地方自治法第 99 条の規定により、別紙意見書案を東栄町議会会議規則 13 条の規定により提出する。令和 3 年 3 月 17 日提出、提出者、東栄町議会議員加藤彰男、賛成者、町議会議員伊藤真千子、なお内容の詳細につきましては、議会事務局長から朗読説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

委員会でやった、やったですか。はい。はい。説明のほうは委員会のほうで行っておりますので、省略しまして、直ちに、意見書第 1 号の討論から。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。これより意見書第 1 号の件を採決いたします。お諮りします。本案は、意見書のとおり採択することに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。よって、意見書第 1 号は、本案のとおり採択することに決定しました。

----- 行政報告 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 30 行政報告を行います。執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

ただ今は、議案のですね、全て議了をいただきましてありがとうございます。議会からいただきました御要望等につきましてはですねしっかりと検討等してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。令和3年第1回東栄町議定会定例会の最終日にですね、行政報告をさせていただくのは、余り例がないことかもしれませんが、東栄町にとって今回の条例制定改廃、特に直接請求については、大変重要な事と認識しております。これまでの一連の経過について、議長のお許しをいただきましたので議会に御報告させていただきます。また、そこに付けさせていただいた資料につきましては、選挙管理委員長の許可もいただいておりますのでよろしくお願いいたします。なお報告をこの最終日とさせていただいたのは、ただ今も御審議をいただきました直接請求の要旨である、人工透析、入院、救急医療の義務づける「東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の審議が終了をしたところであるからであります。審議前にこの報告をした場合、請求目的とですね、この3点についての熟議ができないと判断したものでございますので、よろしく願いいたします。また、一般質問においても、2名の方がこのことについての質疑をされましたが、議会だよりでは、質問に対する回答はですね十分なスペースをいつもいただけない、記述がいただけませんので、今回、議会への報告を終えた後に町民にはお知らせをしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それではお手元に御配付をいたしました資料等もごらんいただき「直接請求に係る経緯について」御報告させていただきます。令和2年12月1日から、条例制定請求が、請求代表者である西谷賢治氏から選挙管理委員会に提出をされ、受理をされて、地方自治法で定められる直接請求のための署名活動が、令和2年12月の2日から始まり令和3年1月2日で終了をしております。令和3年1月7日にですね、署名簿の提出をいただいたところでございます。令和3年1月8日からですね、選挙管理委員会による審査が開始されまして、1月27日で20日となりますが、1月25日に審査期間の延長の通知を請求代表者西谷氏に通知をし2月9日まで期間を延長することとされたところでございます。令和3年1月の28日には、守る会の皆様が、役場到大勢で押しかけてまいりまして、審査期間の延長に対する抗議と調査で認められている「現地調査」の中止をですね、選挙管理委員会に対して行っております。これは別添資料1のとおりでございます。選挙管理委員会の現地調査を妨害といいますか、さらには審査途中である段階での「守る会の都合・論点」を言い募る行為であったというふうに思っております。また審査途中であるにもかかわらず、1月28日と2月の2日には書面審査録の公開請求を行っております。これについては2月5日に非公開の決定をしたところでございます。次に令和3年2月の8日、東栄町人工透析入院を守る会により、「速やかな直接請求署名の審査結果の報告を求める」要望書により、

役場に来庁され、選挙委員会に要望を行っております。これは別添資料2のとおりでございます。審査のための「現地調査」を中止させ、他所、今度は「書面調査」までを妨害しようとした内容でありました。さらに文章中にあるように、「国家賠償法（公務員の不法行為）」、さらには「プライバシー侵害」までもチラちらつかせるというような文面であったかと思っております。令和3年2月の9日に選挙管理委員会が署名者数、有効署名総数の告示をしております。令和3年2月の10日から2月の16日、署名簿の縦覧期間、令和3年2月10日から2月の24日までが、異議申立の審査でございます。令和3年2月24日、署名の効力確定、有効署名総数の告示、これが有効署名数の総数977人であります。令和3年2月24日、請求代表者西谷氏から請求書、署名簿提出がございましたが、この折には署名収集証明書が未提出のため受理をいたしませんでした。令和3年2月の25日、翌日ですが、請求代表者西谷氏より、署名収集証明書を提出する予定でありました。請求代表者に補正を説明をさせていただきました。25日午後1時ごろだと思いますが、私も同席をさせていただき、総務課長と2人です、代表者に説明をし、24日を25日とすることで承諾をし、提出することを西谷氏と約束をさせていただきました。その後、請求代表者の補正の承諾を得たにもかかわらず、浅尾もと子議員と浅尾大輔氏、西谷氏、代表の3名で、町長室に補正対応はできないとの理由で押しかけてまいりました。私どもは、西谷代表の了解を得ていることをお伝えしましたが、納得がいただけず、「お引き取りをいただきたい」と、何度もお願いをしましたが居座ったため、やむなく警察に通報することといたしました。書類のみを町長室のデスクに一方的に置いたため、警察には通報することをいたしませんでした。その後、正式な文書により、書類一式を返還させていただきました。これは別添資料3のとおりであります。その後、浅尾もと子議員のSNSによると、「本請求を受け付けず、突き返すという暴挙に出ました」というふうに流れております。さらには、送った正式文書は載せず、封筒だけを載せるという事実にも、非常に残念に思うところでございます。令和3年2月26日、請求代表者西谷氏は、来庁するとの約束でしたが、来庁せず、代表者ではない、浅尾大輔氏から「本請求を完了する」と一方的にファクスで書類を送信してまいりました。西谷氏には、総務課長から電話連絡をするも全く応答がなく、最終的にはこちらの配慮により25日付けで受理することに決定をさせていただきました。翌日27日28日は休日となり事務処理ができないため、3月1日このままでは本請求が成立しなくなるため、2月26日のファックス処理を原本受領し、受理したものを西谷代表に通知するとともにですね、請求用紙の等の告示を行ったものでございます。このような措置、対応措置をとらなかったとしたら、本請求は正式に受け付けることができなかったものと思われます。町としましては、本請求を受け取った後に所管の医療センターと請求用紙による請求の内容を確認し、請求側の条例案の精査等も行いながら町としての意見書の検討を重ね、本議会定例会の開催期間中においてですね、御審議をいただけるよ

う、準備ができた段階で上程をさせていただいたところでございます。したがって、3月の11日に議会運営委員会で日程調整をしていただき、同日、議会予算特別委員会終了後、本議会を開催し、条例案を上程し、本日3月17日に議会本会議で、西谷請求代表者が意見陳述、質疑、討論、表決、審議の結果、条例案は賛成多数で否決をされたところでございます。以上、今回の一連の直接請求に係る経過となりますが、冒頭でお話をさせていただいたとおり、審査途中でのこのような経過を報告することです、混乱を招き、本請求の要旨にある人工透析、入院救急、医療の3点についての熟議ができなくなることと、そして、選挙管理委員会への過度の負担をおかけすることを考えて、今回の議会最終日で報告をさせていただきました。この審査期間中、私は選挙管理委員会の委員長はじめ委員の方と一度も接見をしておりませんし会ってもおりません。このことは、委員長に確認していただいても結構ですし、御確認をまたお願いしたいと思います。報告させていただいた内容につきましては、このままにしておくことはできないと考え、今回行政報告をさせていただきました。私は、先ほども回答させていただいたとおり、東栄町の人工透析入院を守る会の皆さんの言われることも理解もできないわけではございませんが、ここで頑張っている、特に丹羽センターはじめ、常勤の先生方を信頼をし、最低限必要とする医療をですね皆さんとともに支えて守っていかなくてはなりません。まだ、まだ人口の減少は続きます。ここ数年維持できてもですね、将来において維持できなければですね意味がないわけです。そして限られた町の財源と人材の中で将来において持続可能な医療をですね、実現するために全力で今後も取り組んでまいりますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。最後に、この一連につきましては、全て浅尾もと子議員は、行動をともにしております。1月28日の抗議の場、2月8日の要望の場においても同席をされております。さらには、町長室に押しかけてきた場、2月25日も一緒、御一緒をされております。資料3のとおりであります。またこの直接請求に係るやりとりについては、今議会一般質問においても、本人の質問の中で、具体的に発言をされております。ここで私がですね、作り話ではないということは、事実を証明できると考えております。本日は一般質問が終わったばかりでありますので、議会議員の皆様にはですね、質問事項の議事録抜粋未定稿ではございますが添付しております。資料4のとおりですが、その発言の一部では、「今回町選挙管理委員会に質問する理由は、私が町の選挙管理委員会が、公平、公正とは思えない。町長に忖度したのではないかとと思われる、そういった根拠があるからです」とまで発言内容を、発言をしております。発言内容をごらんいただければ、私が報告した内容と相違ないものであるということは確信できると思いますが、また後日、ユーチューブで一般質問は配信をされます。この映像で、皆さんも御確認をいただきたいと思っています。そうした、こうした行動はですね、議会議員としてのモラルに欠けるものではないかというふうに思っております。このような状況をですね、御確認いただくとともにです

ね、町議会としてもしっかりと検証していただけるようお願いを申し上げ、直接請求にかかる一連の経過についての行政報告をさせていただきました。それからもう一つ、これで、町議会のですね、新年度に入ってからになってしまいますが、コロナウイルス感染症ワクチンに関する状況を少しお話をさせていただきます。3月15日の月曜日8時半からですね今枝先生の御配慮により、河野大臣と14区の首長、また議長もですね参加をしていただきまして意見交換をさせていただきました。東栄町の状況ですが、詳しい話はまた、しっかりとお伝えしますが、現在、接種の65歳以上も含めて、住民のですね調査をさせていただいております。この予定でいきますと、4月中旬には接種券の送付を考えておりますし、接種の開始は、5月の連休明けを今のところ予定をしておるところであります。診療所での接種会場において、完全予約制の集団接種を予定しております。今のところの予定であります、月水金という状況の午後2時から3時間を予定しております。現在のところ、4月の26日の週に1箱という予定であります。195バイアルでありますので、2回接種して約500人という状況です。そのあとは、5月9日に4000箱が全国から配送されるということです。これは、我々がまた、要望ですね、国のほうへ上げていきますが、そういった状況の中で、4000箱で全部賄えれば予定どおり、65歳以上のですね対象者1556人ですが、接種は行えるというふうに思っております。状況をまた、それぞれ確認をしながら、また議会議員の皆様方には、お伝えをしまいたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（原田安生君）

以上で行政報告を終わります。

----- **閉会中の継続審査** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等、議会、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。ここでお諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに、御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

----- **閉 会** -----

議長（原田安生君）

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会期中、皆様方の御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和3年第1回東栄町議会定例会を閉会いたします。

<閉 会 15：30>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
